ディスクロージャー誌 2017

TOUTO

ー安心と信頼をお届けしますー

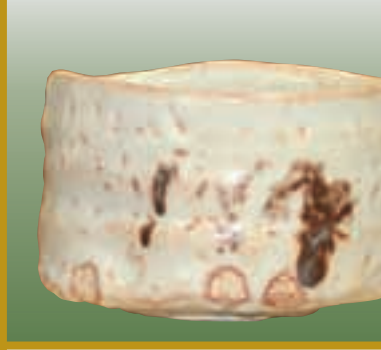

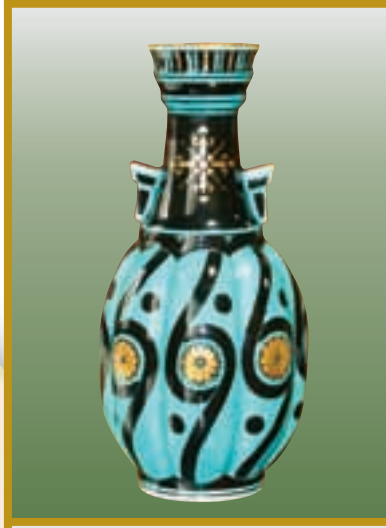

陶都信用農業協同組合

Good Communication

JAとうとのプロフィール
Profile

組合名称	陶都信用農業協同組合(JAとうと)　平成29年3月31日現在
本店所在地	多治見市音羽町3丁目23番地
組合員数	41,828人
出資金	1,606百万円
総資産	422,328百万円
貯金	388,385百万円
貸出金	74,404百万円
自己資本比率	22.02％
店舗数	本店・支店30店舗 ローンプラザ1店舗 出張所3店舗 経済・その他事業6店舗
職員数	401人 (常用的雇用者26人・パート職員71人は含みません)

本店

目次
Index

ごあいさつ ……1
1. 経営理念 ……2
2. 経営方針 ……2
3. 経営管理体制 ……2
4. 事業の概況(平成28年度) ……3
5. 農業振興活動 ……4
6. 地域貢献活動 ……6
7. 広報活動 ……7
8. リスク管理の状況 ……8
9. 自己資本の状況 ……14
10. 主な事業の内容 ……15
経営資料 ……25
JAとうとの概要 ……61

※当ディスクロージャー誌に記載されている金額は、単位未満を切捨てのうえ表示しております。また、比率については小数点第2位、あるいは第3位を切捨て表示しております。そのため、表中の合計が一致しない場合があります。
なお、違算及び誤字等の修正については、当組合のウェブサイトに掲載させていただきます。
(http://www.jatouto.or.jp/)

ごあいさつ

平素はJAとうとの事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、昨年4月に改正農協法が施行されました。主な改正内容は、農業の成長産業化を図るため、組合の事業目的や、理事構成の見直し、中央会の組織変更、会計監査人監査の義務付け等となっております。岐阜県JAグループとしては総合事業を展開する中、農業振興と地域振興に一体的に取り組み、農業者の所得増大、地域の活性化に向けての取組みを推し進めている状況でございます。

なお、当JAとしましては、県農林事務所や地元行政と協力し、直売所出荷者の育成は勿論のこと、担い手対策として、新規就農者、親元就農者を含めた若手就農者同士の情報交換会の開催、地元営農組織との連携の強化、また新たな営農組織の設立に向けても協議を重ねております。

今後におきましても、県農林事務所や地元行政等と連携を密にしながら、地元の農業情勢、環境に配慮した取組みをより一層強化して参る所存でございますので、皆さま方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

このような情勢の中、JAとうとの平成28年度は、「第6期中期事業計画」の初年度の事業目標の達成へ積極的に取り組んだ結果、順調な事業実績を報告できますことは、ひとえに組合員の皆さま方、地元の皆さま方の温いご支援、ご協力の賜であり重ねて厚くお礼申し上げます。

また、平成29年度は、昨年導入されたマイナス金利政策等により金融事業面の収益環境はさらに厳しさを増してきておりますが、「第6期中期事業計画」の中間年度としての諸施策を着実に実践し、地元の農業振興は勿論のこと、組合員をはじめ地元の皆さま方の生活設計や事業運営のお役に立てるよう、役職員一丸となって努力いたす所存でございます。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さま方のご健勝とご繁栄をご祈念申し上げます。

ここに「2017年版　ディスクロージャー誌」を発行させていただきますので、ご一読いただきJAとうとへのご理解をさらに深めていただき、尚一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年7月

代表理事組合長　水田 修

1 経営理念

自由競争の中で、激動する環境に対応するために経営体質の強化に努め、存立の使命である地域の発展と繁栄、並びに組合員をはじめとする地域住民のみなさまの生活、福祉の向上に貢献し、確かな存在価値を認められるJAとなることを理念とする。

◎そのために、地域に密着した地域のための経営戦略を積極果敢に展開し、目標意識の徹底と行動の質的充実を追及し、役職員の協同の精神にもとづいた運命共同体として、“生きがい”のある組織を構築する。
◎そのために、「地域住民のみなさまのお役に立てる」力を培養するとともに、職員一人ひとりの能力の向上を永続的に研鑽する。

2 経営方針

1. 地域の農業と環境を守り、地域に貢献できる組合運動を展開する。
2. 地域に密着し、地域のためのJAとして住民から信頼される経営基盤を確立する。
3. 相互金融の特色を発揮しながら効率経営を展開する。
4. 地域ニーズの質的変化・多様化に対応するため、経営・資産管理・税務・法律・年金・福祉・災害・事故・営農等々の相談・サービス機能を強化する。
5. 経営行動計画の精度向上と目標意識の徹底を追及し、計画的行動と成果の検討を厳格に励行して業務の効率化を図る。
6. 能力評価に基づいた職場内教育、及び自己啓発を徹底し、組織目標に積極的に取組む人材を育成する。

各事業基本方針

3 経営管理体制

経営執行体制

JAとうとは農業者により組織された協同組合で、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4 事業の概況（平成28年度）

業績（直近の事業年度における事業の概況）

JAとうとの平成28年度は、第6期中期事業計画の初年度として掲げた計画の実現に向け、具体策を各事業目標として展開してまいりました。

信用事業では、組合員をはじめ地域の皆さま方の財産づくりや将来の生活設計のお手伝いをさせていただくため、給与、年金振込口座のご指定やスプリング・サマー・ウインター等シーズンキャンペーンを実施し、定期貯金等のご契約を多くの皆さま方からいただきました。その結果、貯金残高は3,883億円のお預け入れをいただきました。

貸出金では、生活関連資金や事業資金等、皆さま方の多様なニーズにお応えする提案型の訪問活動を行い、住宅新築、リフォーム、マイカー、教育等各種個人ローンを幅広くご利用いただきました。また、事業関連資金につきましては、県保証資金を中心にご利用いただきました結果、744億円のご利用をいただきました。

共済事業では、こども共済、医療系共済、介護共済などの生存保障を重点普及商品と位置付け、組合員、利用者へ3Q訪問活動を通じ、各世代層のライフプランに沿った保障提案に重点を置き、未保障者また低保障者への取引拡大に努めました。また利用者満足度の向上と、適正契約の遵守を目的とした共済事業コンプライアンス態勢強化に努めました。その結果、長期共済保有契約高6,666億円、期中新契約高558億円の実績をあげさせていただきました。自動車共済では保有契約件数10,283件、自賠責共済3,958台、火災共済4,217件の保有実績となりました。また、平成28年度中には自動車・火災・生命を主として、約16億5千万円の共済金をお支払いさせていただき、微力ながらも皆さま方のお役に立てたと確信いたしております。

経済事業では、米穀の取扱いについて、地域の担い手農家に出荷いただいた生産米のうち、買取販売の割合を増加させ販売農家の所得増加に取組みました。購買事業では、肥料について、価格低下の影響で供給高が減少し、配食専売品では米の買取販売分(約3,100万円)を販売事業に移管したため減少しました。生産コスト低減策では、肥料農薬予約購買品の引き取り割合の向上や、大口利用者の購買品値引き率の引き上げを実施し、生産コスト低減に寄与する取り組みをしました。JAの販売事業とは別に農産物直売所への出荷拡大をはかるために、行政や関係機関と協力して野菜づくり塾2校を継続的に実施いたしました。その結果、販売品取扱高2億3千2百万円、購買品供給高9億5千3百万円のご利用をいただきました。

不動産の売買・賃貸借・仲介のほか管理・運用など、不動産に関する様々なご相談に対応させていただきました。

高齢者福祉対策事業におきましては、住み慣れた地元で介護を必要とされる皆さま方に対し、訪問介護・居宅介護支援事業を通して、心の通う質の高い介護サービスの提供に努めました。なお、訪問介護、介護支援事業を併せて延べ5,591名のご利用をいただきました。

専門家による無料相談日を定期的に開催し、皆さま方の多様なご相談（法律・税務・資産運用・年金・不動産・福祉等）に応えさせていただき、併せて381件のご相談をいただきました。

地域貢献活動としては、スポーツを通じ青少年の「健全な心と身体の育成」を目的に、「第8回JAとうとCUPジュニアフットサル大会」を開催いたしました。食農教育として、希望校の園児や小学生の農業体験学習として、さつまいも収穫体験、田植え稲刈り教室やバケツ稲作りを実施し、まめなかな運動（大豆栽培）の対応にも努めました。また、ごはん・お米とわたしの作文・図画コンクールへの参加依頼、出品等を実施しました。春・秋の全国交通安全運動期間中には地域ボランティアと共に交通誘導と声かけ運動を継続実施いたしました。平成18年度より活動を続けております地域防犯活動「こどもみまもり隊JA110番」にも引き続き取り組みました。今年度で17回目となる管内福祉施設への新米の寄贈を行いました。

平成29年度も皆さま方の事業運営、また豊かな生活設計のお役に立てる事業活動を展開して参ります。

対処すべき重要な課題

組合員をはじめ地域住民の皆さまの生活・福祉の向上に貢献するために、以下の項目を重要課題と位置づけ取り組みます。

①農業者の所得増大の実現のため、農業生産の拡大・販売単価の向上・生産コストの低減・営農指導体制の強化に努めます。

②総合事業機能の発揮により地域の活性化に努め、協同組合としての役割を発揮いたします。

③第6期中期3ケ年事業計画の中間年度として各事業計画を確実に実施し、自己改革の実践を支える経営基盤の強化に努めます。

④経営の信頼性向上のために人材の育成と総合的リスク管理体制の強化に努め、健全な経営管理体制の構築に取り組みます。

⑤系統組織の総合力を結集し、全国統一された良質で高度な金融商品・サービスを提供できるよう一体的な取り組みを実施します。

5 農業振興活動

地域農業の現状を見つめ「食の安全·安心、環境保全」を基本に、農業の振興に努めています。

1 農業関係の持続的な取り組み

●農業所得に直接影響のある主食用米の買取販売の拡大に取り組むと共に、担い手の経営面積の維持拡大を図るべく、高収量、高品質、良食味の米生産のための提案を行いました。

●売れる米づくりを基本として管内で生産される米について食味検査を実施し、生産圃場の土壌診断を実施しました。また、検査結果から改善策を提案し、高収量、高品質、良食味を目指した取り組みを行いました。

●生産資材等購買事業の改革を進める中、生産資材価格の引き下げと低コスト生産技術の確立·普及に取り組みました。

●職員向け時期別営農研修会を開催し、水稲生育ステージ別の肥料農薬を中心に商品研修を行い、経済部職員の資質向上を図りました。

●6次化商品の開発を通して売上増加を図り、農業所得の増加に寄与する取り組みを開始しました。

2 地域密着型金融への取り組み

●農業関連資金融資の取扱い

・制度資金(農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、就農支援資金など)、プロパー資金(一般資金)合わせて、約8,100万円のご利用をいただきました。

●事業関連資金融資の取扱い

・県保証融資を中心に地方公共団体資金等を含め、約310億円のご利用をいただきました。

●個人ローン(住宅·生活関連資金等)の取扱い

・住宅ローン、マイカーローンを中心に約430億円のご利用をいただきました。

3 中小企業・農業者等の経営改善及び地域の活性化のための取り組み状況

●事業を営む経営者を中心とした当組合の各地区経済団体は、新時代に対応する人材の育成と、経営管理の技能を高めるために相互の研鑽と親睦を通して、事業の発展をめざし、活力ある地域社会の進展に寄与することを目的として活動しています。

●行政等と連携し瑞浪市と多治見市に農産物等直売所を開設、また新規就農者の育成と直売所出荷者の指導・育成を目的として「野菜づくり塾」に取り組んでいます。

4 食農教育に関する取り組み

当JAでは、地域の未来を担う子どもたちに対し、食を支える農業の役割、農業と生活·社会との関わり、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどについて理解を深めてもらうための「食農教育」を、関係機関や地元の農家の皆さんと協力しながら実施しています。おもに「体験すること」に主眼をおき、楽しみながら食と農について学んでもらえるよう、いろいろなプログラムで実践しています。

●管内3市(多治見·土岐·瑞浪)の全小学校(28校)に対し、毎年寄贈(1,800冊)しています子供向け農業雑誌「ちゃぐりん」は、今年で17年目となりました。授業や読書を通じて日本の農業について触れる機会を提供しています。

●「JAバンク食農教育応援事業」により、本年度も「食」と「農業」、「環境」と「農業」の密接なかかわり、さらに「食」の安定供給のための流通や品種·産地の学習などをテーマとした小学校補助教材を多治見市·土岐市·瑞浪市の全小学校(28校)に児童用·教員用2種類合わせて約2,500冊贈呈しました。この教材による学習を通じて、次世代を担う子どもたちが、農業生産や農産物流通の現状、食品の価格形成のしくみ、農山村や里山がはたす環境保全など、農業に対する理解を深めていくことを願っています。

●小学生を対象に希望校に対し田植え教室·バケツ稲作り教室·稲刈り教室を実施、稲作りを通して稲作文化に興味と理解を深めてもらい食農の大切さを子供たちに伝えています。

田植え教室

稲 刈 り 教 室

サツマイモ掘り体験教室

食 農 教 育 授 業

5 各種農業関連イベント

各地区農業祭・朝市など

6 レジャー農園（貸し農園）への取り組み

レジャー農園

遊休農地の活用とセカンドライフの楽しみを合わせもつレジャー農園事業

●多治見市内に606アール75ケ所、905区画375名の方にご利用いただいています。

7 「野菜づくり塾」への取り組み

●当JAでは、行政や関係機関と協力し、地域農業の振興をはかるため、瑞浪市と多治見市に「野菜づくり塾」を開講し、新規就農者の育成や自家消費農家から販売出荷農家への転換指導などに取り組んでいます。講座は座学と実技を行い、栽培の技術方法や肥料農薬の使用方法など栽培の基本から学びます。

6 地域貢献活動

JA総合事業の機能を最大限に発揮し、組合員の皆さま方、地域の皆さま方の生活の向上と地域の発展に貢献していきます。

1 文化的・社会的貢献に関する事項

主な貢献活動について

贈呈式

●東日本大震災復興支援募金活動・アジア共生募金を実施
●3市（多治見・土岐・瑞浪）公共事業への寄付
●地域活動への協賛・後援（各地域文化活動等）
●春・秋の全国交通安全運動への自主参加
●高齢者福祉活動への取り組み（在宅介護サービスステーション）
●法律・税務・年金・介護・不動産無料相談会の毎月開催（延べ120回以上、利用者計381名）
専門の弁護士・税理士・社会保険労務士・介護支援専門員・介護福祉士が日常生活における様々なトラブルの解決、相続税・贈与税・その他資産運用に関するご相談、年金の受取り等に関するご相談、および介護保険の利用方法や介護施設情報等、介護保険適用に関するご相談など無料で応じさせていただいています。
●「JAとうとCUPジュニアフットサル大会」（U-9・U-12 計16チーム 全参加者約154名）を開催
●小・中学生を対象とした書道コンクールや交通安全ポスターを開催
●地域防犯活動への取り組み（こどもみまもり隊JA110番）など
●管内の3市（多治見・土岐・瑞浪）に対する主な寄贈
・全小学校（28校）へ子供向け農業雑誌「ちゃぐりん」（1,800冊）を寄贈
・新米（300kg）公共福祉施設へ寄贈 等
●食農教育に関する取り組み（小学校での食農に関する授業・田植え教室・稲刈り教室）など
●園児によるサツマイモ収穫体験及び乳牛とのふれあい体験
●レジャー農園（貸し農園）への取り組み

交通安全運動

JAとうとは、岐阜県が行う「岐阜県安全・安心まちづくり」フレンドリー企業の認定を受けています。

こどもみまもり隊 JA110番

ジュニアフットサル大会U-12優勝チーム

食農教育

2 利用者ネットワーク化への取り組み

●各地区経済団体（講演会開催・親睦旅行・ゴルフコンペ・健康診断など）
●JA年金友の会「あったかくらぶ」（親睦ゴルフ大会・ゲートボール大会・旅行開催など）
●「たすけあい組織ふれあい」（福祉活動）　●JA味覚友の会（日帰り・宿泊各親睦旅行など）

各地区経済団体

「どうなる日本！」
政治・経済ここがポイント
講師　橋本　五郎　氏
（読売新聞特別編集委員）

■活動内容
講演会・研修会（勉強会）・地域のイベント実施（行政との協賛等）・成人病検診・各種親睦会等

土岐市地区	土岐市経済倶楽部	（会員数	323名）
多治見市地区	池田経済同友会	（会員数	60名）
	姫経済同友会	（会員数	33名）
	小泉経済同友会	（会員数	36名）
	市之倉昭和経済会	（会員数	39名）
	笠原昭和経済会	（会員数	36名）

年金友の会「あったかくらぶ」

　各種年金のお受取りを当JAへご指定いただくだけで「あったかくらぶ」にご入会いただけます。
　会員相互の親睦旅行やその技とチームワークを競うゲートボール大会（地区・県大会）・ゴルフ大会等の活動を実施しています。
（会員数　約23,300名）

年金友の会（ゲートボール大会）

■「あったかくらぶ」会員特典

①交通事故見舞金制度への加入（掛金等のご負担はありません）
②旅行・観劇・ゲートボール大会・ゴルフ大会の実施
③毎年9月敬老お祝い品プレゼント
④健康ホットライン（健康無料電話相談）
⑤普通傷害共済へ割安な掛金でご加入いただけます。

「たすけあい組織 ふれあい」

　高齢者福祉対策活動の一環として、会員のボランティア活動による地域福祉活動に貢献しています。
　今後も積極的な活動を計画し、展開します。
（会員数　33名）

その他の組織・協力団体

多治見市地区	味覚友の会	（会員数　895名）
	小泉グリーン会	（会員数　23名）
	ひかり会	（会員数　74名）
	滝呂ひかり会	（会員数　66名）

7 広報活動

1 情報提供活動

広報誌

ホームページ

2 共済事業

3 信用事業

4 経済事業

（注）キャンペーン案内・提供パンフレットは主だった一部のみ掲載しています。

8 リスク管理の状況

リスク管理の体制

リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等を的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

また、組織面では、金融部において市場部門及び事務管理部門、経営対策部・審査部においてリスク管理部門を設置し、それぞれ相互けん制機能が働くように役割を明確化しています。

③流動性リスク管理方針

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理方針

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理方針

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うために事務手続き等を整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理方針

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

法令遵守の体制

〔法令等遵守方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当JAは、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
   また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

4. 当組合は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに行政庁に届出を行います。

利用者保護等管理の体制

利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 組合との取引に伴い、組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、「個人番号をその内容に含む個人情報」をいい、以下同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは「個人情報によって識別される特定の個人」をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、個人情報を適切に保管・管理するとともに、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めます。さらに、従業者および委託先に対し適正な監督を行い、個人情報の外部への漏洩防止に努めます。個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、「個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報」をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して利用者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
6. 当組合は、法令により例外と扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。
8. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

管理組織・体制

「個人情報保護方針」を受けて、個人情報の取扱いの基本事項を定め、個人情報の保護と適正な利用をはかることを目的とした「個人情報取扱規程」を策定しています。

「個人情報取扱規程」の中で、担当の常勤理事を統括管理者とし、各部長・各支店長・店舗長が事務管理者、部門管理者を担うことで、常にコンセンサスを得ながら法令遵守態勢を維持することにより、役職員・担当事業別の格差をなくし、規程に則した事務手続と対応ができるよう体制（態勢）の確立に努めています。

情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利益相反管理方針

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。
（1）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
（取引例）
○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
（2）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
（取引例）
○農業法人等の買収において、当組合が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
○接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。
3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法
利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
（1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
（2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
（3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
（4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
（5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。
4. 利益相反の管理の方法
当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
（4）その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。
6. 利益相反管理体制
（1）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
（2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
7. 利益相反管理体制の検証等
当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

各種お問合せ・苦情等への対応

個人情報の取扱いに関する苦情等やご相談、あるいは開示等のお求めに対する受付窓口を下記のとおり設置しています。

〒507-0037 多治見市音羽町3丁目23番地 陶都信用農業協同組合 本店 企画総務部 コンプライアンス統括課
TEL0572-21-2000　FAX0572-25-8011　メールアドレス　jatouto@jatouto.or.jp

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
   また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
   また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
   また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客様の同意を前提に情報交換に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
   具体的には、
   （1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
   （2）金融担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
   （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
当JAの苦情等受付窓口（信用事業：0572-21-2170　共済事業：0572-21-2171）（月～金 午前9時～午後5時）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。
弁護士会の利用に際しては、①の窓口または岐阜県JAバンク相談所（電話：0120−200−787）にお申し出ください。なお、弁護士会にはお客様から直接お申し立ていただくことも可能です。

【お客様が直接申し立て可能な弁護士会】

名　　称	電話番号	受 付 日	受 付 時 間
岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	058-265-0020	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:00～17:00
愛知県弁護士会紛争解決センター	052-203-1777	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～16:00

（注）お盆等が休日になる場合があります。詳しくは弁護士会にご確認ください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会　共済相談所　（電話：03-5368-5757）
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構　（電話：本部03-5296-5033）
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター　（電話：本部03-3581-4724）
公益財団法人 交通事故紛争処理センター　（電話：本部03-3346-1756）
最寄りの連絡先については、上記の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

危機管理態勢

当JAにおいて危機事態が発生した場合に、その拡大を最小化するため「危機管理基本方針」（当JAの危機管理規範）を定め、役職員がこの基本方針に従い、危機管理の徹底に万全を期すこととしています。

災害・犯罪・事故・農畜産物の欠陥や公害、これらに起因する信用の失墜等の危機事態が発生した場合においては、人命の確保を第一義とし、有形、無形を問わず当組合の損失を公正な手段により、最小化することを基本行動規範としています。

さらには大規模自然災害等が発生した場合においても、ご利用の皆さま方に便宜がはかれるよう、「事業継続計画（BCP）」に基づき対応することとしています。

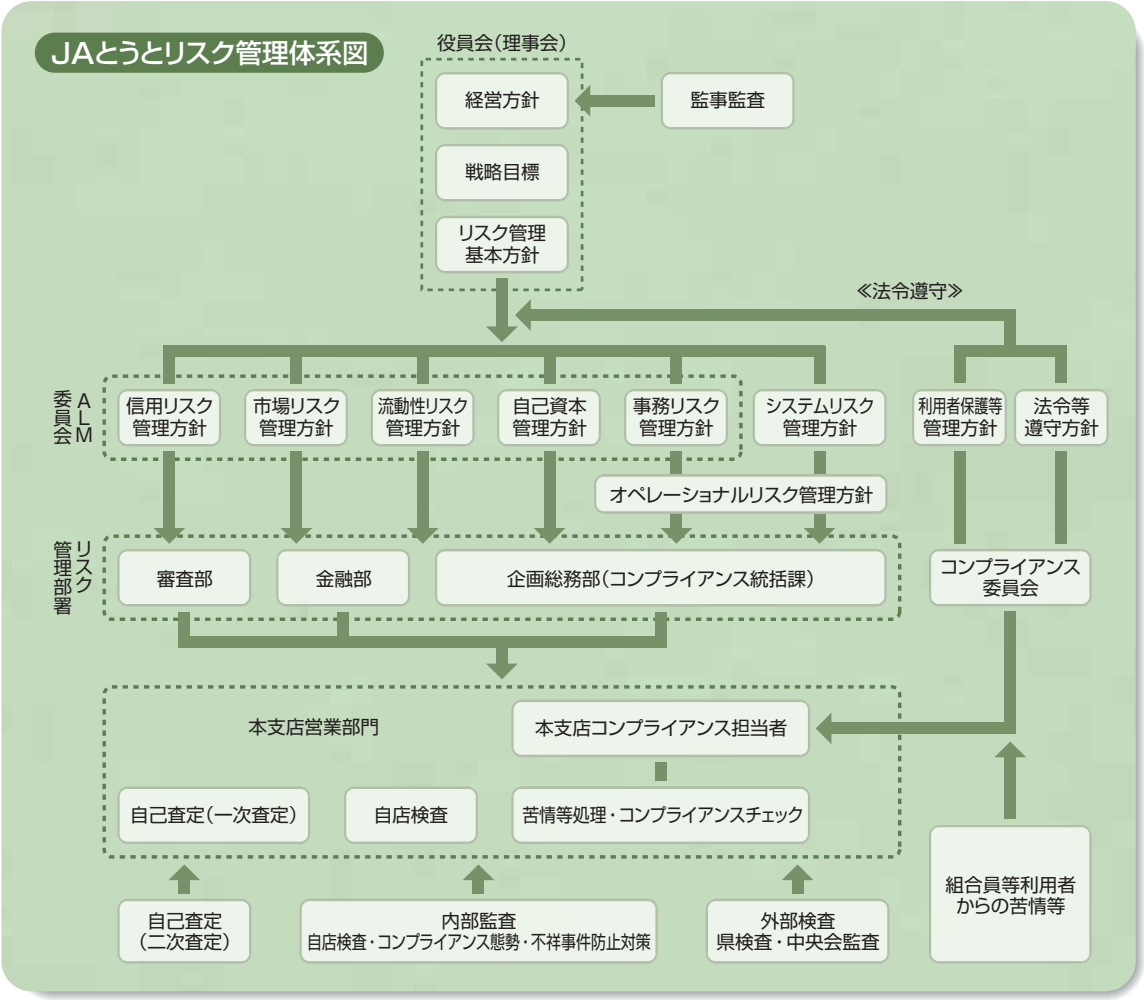

9 自己資本の状況

自己資本管理方針

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。当JAでは、内部留保の積み増しにより、自己資本の充実に努めており、自己資本比率が国際統一基準の8%を大きく上回っています。また、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、系統BISシステムにより、自己資本比率を的確に算出しています。なお、組織面では、事業推進部門から独立した企画総務部が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスク全般に対応し、組合員の皆さま方や地域の皆さま方のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として位置づけ、内部留保に努めるとともに、不良債権処理や業務の効率化等に取り組んだ結果、平成29年3月末における自己資本比率は、22.02%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

■普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	JAとうと
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,606百万円（前年度1,608百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

10 主な事業の内容

1 主な事業の内容

信用事業

信用事業は貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として実質ひとつの金融機関として、県単位のみならず全国規模で機能、展開しています。

貯金業務

組合員や利用者の皆さまから、用途・目的に合わせて大切な貯金をお預かりしています。

総合口座・普通貯金・当座貯金・定期貯金（スーパー定期・大口定期等）・定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただいています。ペイオフ対策の商品「普通貯金無利息型（決済用貯金）」の取扱いもいたしております。

また、公共料金、都道府県民税、市町村民税、各種料金のお支払い、年金のお受取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品のご案内

平成29年4月1日現在

種類		しくみと特色	お預入れ期間	お預入れ金額
おもな貯金	総合口座	使う・貯める・借りるの3つの機能を1冊の通帳にセットした便利な口座です。定期貯金・定期積金を担保として、いつでも何回でも自動融資が受けられます。自動融資の最高限度額は定期性貯金担保の場合は300万円です。	自由	1円以上（1円単位）
	普通貯金	日常の入出金をはじめ、公共料金の自動支払い、給与振込、年金振込の指定口座などにご利用いただけます。	自由	1円以上（1円単位）
	貯蓄貯金	市場実勢を反映した高利回り商品ですが、決済機能および資金移動に制限があります。	自由	1円以上（1円単位）
	当座貯金	手形・小切手の決済口座としてお使いいただく貯金です。	自由	1円以上（1円単位）
	納税準備貯金	納税に備えてご準備いただく貯金です。	自由 引出しは納税時	1円以上（1円単位）
	通知貯金	まとまった資金の短期運用にご利用ください。	据置7日以上	5万円以上（1円単位）
	普通貯金無利息型（決済用貯金）	貯金保険制度において、全額保護の対象となる決済用貯金です。ただし、「金利は無利息」が条件となる商品です。	自由	1円以上（1円単位）
定期貯金	自由金利型定期貯金（スーパー定期）	市場金利を反映した自由金利型の高利回り商品です。	（単利） 1ヶ月以上5年以内 （複利） 3年・4年・5年	1円以上（1円単位）
	自由金利型定期貯金（大口定期）	1,000万円以上のまとまった資金の運用にご利用いただけます。市場金利を反映した自由金利型の高利回り商品です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上（1円単位）
	期日指定定期貯金	お預入れ期間は最長3年、1年の据置期間後なら1ヶ月前までにお申し出いただければ、全額または一部払い出しもできます。	最長3年 据置期間1年	1円以上 300万円未満 （1円単位）
	変動金利定期貯金	市場金利を反映して、6ヶ月ごとに金利が変動する自由金利型の高利回り商品です。	1年・2年・3年	1円以上（1円単位）
積立貯金	定期積金	一定の日に長期にわたって積立てて、満期日にまとまった資金をお受取りいただけます。目的に応じ定額式・目標式・逓増式・満期分散式・ボーナス併用式の積立てプランが選べます。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上（1円単位）
	積立式定期貯金	定期と積立の2つの良さをプラスし、毎月の積み立てを期日指定定期貯金またはスーパー定期でお預かりいたします。	自由	1円以上（1円単位）
財形貯蓄	一般財形貯蓄	お勤めの方の給与・ボーナスからの天引き貯金です。積み立ての目的は自由です。	3年以上	1円以上（1円単位）
	財形住宅貯蓄	住宅の取得等を目的とする非課税扱いの有利な貯蓄です。住宅の新築、リフォームにご利用ください。（財形年金貯蓄と合わせて元金550万円まで非課税です。）	5年以上	1円以上（1円単位）
	財形年金貯蓄	公的年金をおぎなう個人年金としてご利用ください。（財形住宅貯蓄と合わせて元金550万円まで非課税です。）	5年以上 据置期間6ヶ月以上 5年以内 （年金お受取は60歳以降で5年以上20年以内）	1円以上（1円単位）

貸出(融資)業務

組合員の皆さまへのご融資をはじめ、地域住民の皆さまの生活設計や、農業者、事業者の皆さまに必要な事業資金へのお手伝いをさせていただいております。

個人向けの融資として、住宅ローン・マイカーローンを中心に、組合員・地域住民の皆さまのライフスタイルやライフサイクルに応じた各種・多数のローンをご用意し、皆さまの生活設計のお役に立つことを目的としています。

また、農業者・事業者の皆さまには各種制度資金をはじめ、経営に必要な資金や設備資金など短期・長期の事業者向けローンを取りそろえ、皆さまのニーズに合った資金需要にお応えしております。

主なご融資商品のご案内

平成29年4月1日現在

種類		しくみと特色	ご融資金額	ご融資期間	
				返済期間	据置期間
住宅関連	住宅ローン 住宅資金	ご家族の大きな夢の実現をお手伝いいたします。 住宅の新築・増改築・住宅用土地の購入や建売・中古住宅の購入・借換などに必要な資金に対応します。	1億円以内	35年以内 (据置含む)	7ヶ月以内
	リフォームローン	住宅の増改築や改装・補修、耐震改修工事および車庫など住宅に附帯する施設等の建築に必要な資金にお応えいたします。 暮らしの成長に合わせてご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内 (据置含む)	7ヶ月以内
	賃貸住宅ローン	アパート・マンション経営を応援いたします。 賃貸住宅の新築・増改築・改装・補修に要する資金にご利用いただけます。	4億円以内	30年以内 (据置含む)	1年以内
生活一般関連	生活一般資金	生活改善のための必要資金として、幅広くご利用いただけます。 資金使途・お申込金額・担保や保証の有無・ご返済計画などの条件にもとづいて、審査の上決定させていただきます。			
	マイカーローン	低金利で暮らしの軽やかフットワークを応援いたします。 自動車の購入・借換や車検費用等にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内 (据置除く)	2ヶ月以内
	フリーローン	ライフプランをちょっとリッチに先取りします。 生活に必要なあらゆる用途にお応えする多目的ローンです。	300万円以内	5年以内 (据置除く)	2ヶ月以内
	教育ローン	伸ばしたいですね、お子様のやる気。 お子様の入学金、授業料など学校納付金や下宿代などにもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内 (据置含む)	卒業予定年月の6ヶ月後まで据置可
	カードローン	チャンスを逃さないもうひとつのお財布としてご利用いただけます。 あらゆる用途にご利用いただける極度型ローンです。	50万円以内	—	—
	エクセルローン	さらにワイドな資金使途にご利用いただけます。 あらゆる幅広い用途にご利用ください。	100万円以内	—	—
農業関連	営農一般資金	農業経営に必要な資金についてご利用いただけます。 資金使途・お申込金額・担保や保証の有無・ご返済計画などの条件にもとづいて、審査の上決定させていただきます。			
	営農ローン	農業を営む方の新たなチャレンジに応援させていただきます。 営農に必要な極度型のローンです。	300万円以内	—	—
	農業制度資金	国や地方自治体の制度にもとづき、農業近代化資金・農林漁業金融公庫資金などの各種制度資金を取扱います。 資金の種類・使途などにより、ご融資金額や返済期限などの条件が異なります。			
事業関連	事業性一般資金	事業経営に必要な資金についてご利用いただけます。 資金使途・お申込金額・担保や保証の有無・ご返済計画などの条件にもとづいて、審査の上決定させていただきます。			
	事業者ローン	事業経営に必要な設備資金(工場・倉庫・店舗・事務所などの新設・増改築など)や、運転資金などにご利用いただけます。	正組合員4億円以内 准組合員1億円以内	設備資金：20年(据置含) 運転資金： 5 年(据置含)	
	岐阜県中小企業制度資金	岐阜県の制度にもとづき、中小企業者の経営の活性化・近代化・合理化及び安定等を目的とした各種の制度資金を取扱います。 資金の種類・使途などにより、ご融資金額や返済期限などの条件が異なります。			

※各種ローンご利用の際にご留意いただく事項

1. ご融資種別によっては、指定の保証機関の付保必須条件や、保証機関指定の条件を満たす必要があります。
2. ローンの申込に際しては、当JA所定の審査があります。審査の結果ご希望にそえない場合があります。
3. 変動金利型ローンは、定期的な利率の見直しをしますが、金融情勢などにより当初借入利率より高くなることがあります。
4. 基金協会保証型小口ローンの場合、事業性の使途または負債整理使途にはご利用できません。
5. 上記各種ローンにつきましては、岐阜県農業信用基金協会の保証を利用された場合ですが、他に協同住宅ローン(株)、全国保証(株)の保証取扱いもしておりますので、担保・保証その他の融資条件など、詳しくは最寄りの支店窓口へお気軽にご相談ください。

為替業務

全国のJA・信連・農林中金の各店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して、振込、送金及び手形・小切手等の取立てが安全で確実にできます。(内国為替のお取扱い)

その他の商品

平成29年4月1日現在

種類	お取扱い内容
投資信託	国内外のさまざまな信託商品をお取扱いしております。
国債窓口販売	新窓販国債・個人向け国債の窓口販売のお取扱いをいたしております。 また、販売とともに国債の口座管理業務も行っています。
JAカード	このカード1枚で国内はもとより、海外でもお買物・ご旅行・お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、急に資金がご入用なときは、キャッシングサービスもご利用いただけます。 JAカードには1枚のカードで「JAカード」と「ICキャッシュカード」を兼ねた一体型カードもお選びいただけます。

※「投資信託」は貯金保険の対象外商品です。また、元本や利息の保証はなく、為替変動リスクなどによる資産の価値減少はご契約者であるお客さまのご負担となります。
ご希望の際には取扱店舗窓口にて、リスク等について充分な説明をお受けください。

各種サービス・無料相談

平成29年4月1日現在

種類		お取扱い内容
キャッシュサービス		キャッシュカード1枚で、出金・入金・残高照会が、簡単な操作で、スピーディーにできます。 お取扱いは、全国のJAグループのキャッシュコーナーで利用できるほか、銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行のキャッシュコーナー・コンビニエンスストアでも、現金のお引出しができます。
JAネットバンクサービス		窓口やATMコーナーまで行かなくても、お手持ちのパソコン(インターネットに接続)や携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替などのサービスをお気軽にご利用いただけます。
各種自動支払サービス		公共料金・各種税金・国民年金掛金・ローン返済金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。 支払期日を忘れたり、窓口へ持参するといった心配がなくなります。
各種自動受取サービス		給与・各種年金・配当金などが自動的に指定口座に振り込まれます。 安全で確実にお受け取りができます。
夜間金庫		閉店後のお店の売上げや休日などに現金をお預かりいたします。 翌営業日にご指定の口座に入金させていただきます。
無料相談	法律相談	顧問弁護士による各種法律相談です。様々なトラブル解決に、お気軽にご相談ください。
	税務相談	顧問税理士による相続税や贈与税のほか、資産運用等に関するご相談をお受けしております。
	年金相談	顧問社会保険労務士による年金に関するあらゆるご相談に応じます。
	介護相談	介護支援専門員、または介護福祉士による介護に関する相談に応じます。
	不動産相談	不動産の売買・賃貸借物件等の情報提供と、不動産活用相談に応じます。

ローンプラザとうと

JAとうと多治見支店内

ハロー イーナ ローン
0120-860-176

土・日も営業いたします!

住宅ローン等各種ローンのご相談は
ローンプラザとうとへ

営業時間:AM.10:00〜PM.5:00
(定休日:毎週水曜日・祝日・年末年始)

TEL:0572-21-3685　FAX:0572-21-3686
E-mail:loanplaza@jatouto.or.jp

スタッフが丁寧に応対いたします

お子様連れでも安心!

各種手数料一覧

平成29年4月1日現在

為替手数料	振込手数料	当JA本支店あて（※ATM利用の場合を除く）		無　料
		他行あて	電信扱い	1万円未満1件につき　432円
				3万円未満1件につき　540円
				3万円以上1件につき　756円
			文書扱い	1万円未満1件につき　324円
				3万円未満1件につき　432円
				3万円以上1件につき　648円
	送金手数料	当JA本支店あて		無　料
		他行あて		1件につき　648円
	代金取立手数料	他行あて	普　通	1件につき　648円
			至　急	1件につき　864円
				但し、648円を超える取立経費を要する場合はその実費をいただきます。
	その他の手数料	送金・振込の組戻料		1件につき　648円
		取立手形組戻料		1通につき　648円
		不渡手形返却料		1通につき　648円
	ATMを利用した振込手数料	JA系統あて		1万円未満　1件につき　103円
				3万円未満　1件につき　103円
				3万円以上　1件につき　308円
		他行あて		1万円未満　1件につき　308円
				3万円未満　1件につき　411円
				3万円以上　1件につき　617円
貯金業務関係	貯金残高証明書			1件につき　216円
	再発行手数料	証　書	汚　損	1通につき　540円
			紛　失	1通につき　1,080円
		通　帳	汚　損	1冊につき　540円
			紛　失	1冊につき　1,080円
		キャッシュカード	汚　損	1枚につき　540円
			紛　失	1枚につき　1,080円
		その他発行カード	汚　損	1枚につき　540円
			紛　失	1枚につき　1,080円
	手形小切手用紙	小切手帳		1冊につき　648円
		約束手形		1冊につき　432円
		マル専手形		1枚につき　540円
		自己宛小切手		無　料
	マル専口座開設手数料			1口座につき　3,240円
	貯金引落口座振替料			手落とし1件につき　108円
				MT及びFDD交換等　1件につき　54円
貸出業務関係	貸出金残高証明書			1件につき　216円
	融資証明書			1件につき　216円
	その他証明書			1件につき　216円
	不動産担保調査料（但し、市町村制度資金・近代化資金・農林公庫資金は除く）			一般資金　16,200円
				住宅関連資金　無　料
	住宅ローン（資金）事務取扱手数料			基金協会保証　10,800円
				協同住宅ローン保証　32,400円
				全国保証　54,000円
				JA独自資金　32,400円
	既証貸の金利引下げ要求の場合			5,400円
	※繰上償還手数料			100万円未満　5,400円
				1,000万円未満　21,600円
				1,000万円以上　32,400円
	商手担保（割引手形）			岐阜手形交換所扱　無　料
				その他の個別取立　648円
その他	取引履歴明細書			1件につき（10枚超の場合、超えた枚数1枚につき10円と消費税を別途加算）　324円
	夜間金庫手数料			基本手数料月額　1,620円
				専用入金帳1冊　2,160円
	共済証書再発行手数料		汚　損	1通につき　540円
			紛　失	1通につき　1,080円
	保有個人データの利用目的の通知、または開示の求めに応じる際の手数料			1件につき　324円

円貨両替手数料		お持込み枚数、またはお持ち帰り枚数（紙幣、硬貨の合計）のうち、いずれか多い枚数	高額通貨から低額通貨への両替	低額通貨から高額通貨への両替 同一金種間の両替
	同一金種間の新券両替、実質的に両替とみなされる入出金なども有料とさせていただきます。 ≪無料のお取り扱い≫ ①100枚までの小口両替 ②汚損現金、記念硬貨への交換	101枚～500枚 501枚～1,000枚 1,001枚～2,000枚 2,001枚～	216円 432円 648円 1,000枚毎に324円加算	324円 540円 756円 1,000枚毎に324円加算

共済事業

JA共済は、生命保障と損害保障の両分野の機能を併せ持っています。組合員・利用者の皆様によりご満足いただけるよう「負担は少なく・安心は大きく」、そしてさらに、ライフアドバイザーを中心とした十分なサービスと高度な専門性を常に追求しております。

JA共済はこれからも、皆様の「暮らしのパートナー」として、安心をお届けいたします。

主な商品のご案内

●長期共済

種類		内容と特色
生命総合共済	終身共済	終身共済は、一生涯にわたり万一のときを保障する共済です。特約により、働き盛りにふさわしい大型保障や、充実した医療保障の医療共済をセット加入する事により責任世代を支えます。
	一時払終身共済（平28.10）	簡単な告知でご加入できる終身共済です。まとまった掛金を一括してお支払いいただくことで、一生涯にわたり万一のときを保障します。
	引受緩和型終身共済	通院中の方、病歴がある方も、簡単な告知でお申込みいただける一生涯の保障です。
	養老生命共済	養老生命共済は、病気・ケガによる万一の備えと、計画的な貯蓄が両立できます。さまざまなライフイベントに合わせて、ご自身のためはもちろんのこと、ご家族の生活をサポートします。
	一時払養老生命共済	将来の資金づくりと同時に、万一の保障もするプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。
	医療共済	病気やケガによる入院・手術を一定期間又は一生涯にわたって保障します。日帰り入院※から1回の入院につき60日または120日または200日まで幅広く保障します。また、特則でがん入院・手術の保障を手厚くしたり、先進医療保障・入院見舞保障を加えることで、保障を充実することもできます。 ※日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。
	引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方も、簡単な告知でお申込みいただける入院・手術の保障です。
	介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。介護共済金のお受取りがなくお亡くなりになられた場合には、死亡給付金（一時払共済掛金の額）をお受取りいただけます。
	定期生命共済	一定期間の万一のときを手頃な掛金で保障します。また、医療共済とセットで加入することにより入院・手術なども保障できます。経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
	こども共済	健やかな子供の成長は、親の大きな願いです。こども共済は、教育資金の準備や医療共済とセットで加入することにより、入院・手術なども保障でき、お子様の大きな夢を応援いたします。（給付金の受取り時期にあわせて祝金タイプ・学資金タイプをお選びいただけます。）
	がん共済	がんと闘うための安心を一定期間又は一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがん（上皮内新生物を含む悪性新生物）のほか脳腫瘍も対象としています。
	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金のためのプランです。掛金建てで医師の診査なしの簡単手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。（終身年金タイプ・定期年金タイプをお選びいただけます。）
建物更生共済		建物・家財の火災だけでなく、地震や風水害、雪害など自然災害も幅広く保障します。

※上記の表で「万一」とは、死亡または所定の第一級後遺障害状態・所定の重度要介護状態になったときをいいます。
ただし、一時払終身共済（平28.10）、一時払養老生命共済は死亡したときをいいます。

●短期共済

種　類	内 容 と 特 色
自動車共済	お得な掛金で、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	車両により相手を死亡または、負傷させたときに法律にもとづいて賠償金をお支払いします。
火災共済	建物や家財等が火災や落雷などで損害を受けたときにお支払いします。
賠償責任共済	日常生活に起因して起きた偶然の事故によって賠償責任を負ったことによる損害を補填します。
傷害共済	日常の様々な事故による死亡・後遺障害・入院・通院時などを保障します。

※上記は概要を説明したものです。詳細につきましては、リーフレット、保障設計書、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。

支払余力（ソルベンシー・マージン）比率　898.5%

支払余力は十分な水準となっています。（平成29年3月末）
　支払余力（ソルベンシー・マージン）比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク（巨大災害など）に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

※JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。なお、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

【17212640024】

指導事業

　専業農家・営農集団には、個々の営農活動において農産物生産履歴や農業廃棄物問題などについての指導・支援に努めています。また、兼業農家には農作業委託・共同防除など、農作業の軽減化の支援に努めています。
　地域農業振興としては、農産物直売所等への出荷者育成と既出荷者に対し、出荷量の拡大や品質の向上等を目的として、野菜づくり塾を開講しています。また市民農園や学童農園（農業体験学習）などを利用して、農業への理解を次世代に広く深めるよう努めています。

販売事業

　農業を取巻く環境が一段と厳しさを増す中で、行政や関係機関と一体になって生産者から消費者へ新鮮で安全な農畜産物をお届けする事業に取り組んでいます。「安全・安心・良品質」な農畜産物のみを取扱う販売事業活動に努めています。

購買事業

　「安全・安心・健康・環境」を重点に、良品質な購買品のみを選択したうえで、組合員やご利用の皆さまにご提供させていただく購買事業活動を展開しています。
　また、取扱品目を見直すことにより商品回転率の良化をめざすとともに、カタログ販売や予約注文などの拡大により、新規顧客（利用者）の増加と、一層の効率化と合理化をめざしています。

その他事業

在宅介護サービスステーション（高齢者福祉対策事業）

住み慣れたこの地・ふるさとで、介護を必要とする皆さま方に、いつまでも安心して暮らしていただくために、介護保険法のもと「訪問介護（ホームヘルプサービス）と居宅介護支援（ケアプラン作成）」の2事業を展開しています。

要支援・要介護者の有する能力に応じて、「自立した日常生活をおくることができるように」を主眼として心のケアも含め、やすらぎの時間を過ごしていただけるよう、サービスの提供に努めています。

「みんなが安心・みんなが幸せ」を合言葉に地域に密着した福祉事業を目指しています。

●お問合せ窓口／JAとうと在宅介護サービスステーション
土岐市土岐口中町4−75　JAとうと 土岐口支店 2F
TEL0120−201−294（フレアイ フクシ）　FAX54−7370

不動産事業

組合員ならびに地域の皆さま方の、不動産に関する情報（購入・売却・賃貸借等）の管理や活用について、仲介業務を中心とした活動を展開しています。

皆さま方の大切な資産の「財産管理・活用相談」に積極的に取り組み、最善の方法をご提案しながら、豊かな街づくりに貢献できるよう努力しています。

●お問合せ窓口／不動産部　土岐市泉町久尻614−19　JAとうと 泉支店 2F
TEL54−2125　FAX55−5909

2 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

「JAとうと」はこれからも皆さまの大切な財産を守ります。

「JAバンクシステム」の機能発揮

万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、より一層の便宜と安心をお届けいたします。

JAバンクはJA・信連・農林中金による実質的にひとつの金融機関として、機能するグループの名称です。

組合員・利用者の皆さまに便利で、安心な金融機関としてご利用いただけるよう、密接な連携をとっています。

グループ一体となって個人情報保護態勢・リスク管理体制・ペイオフ・不良債権処理・ITのフル活用による金融サービスの多様化などの環境変化に的確に対応し、常に安心で喜ばれるサービスを提供いたします。

JAバンク・セーフティーネット

より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。

まず、公的制度である「貯金保険制度」。そして「JAバンクシステム」のもと、JAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金」です。この仕組みによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けします。

※貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

JAバンク・破綻未然防止システム

JAの信頼性を確保するためのシステム（破綻未然防止システム）が継続稼動しています。JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、行政の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率・業務体制など）が設定され、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックし、適切な改善を早期に行います。この新たな仕組みは、法律（再編強化法）でも裏付けられています。

JAバンク相談所（岐阜県JAバンク相談所）・共済相談所（一般社団法人 日本共済協会）の設置

信用事業並びに共済事業の業務を主にして、組合員の皆さまや利用者・契約者の皆さま方からの苦情等の申し出を受付け、その解決等に向けて公正・迅速・誠実に対応するための手続き等を定めています。

この態勢によりご利用・ご契約者の皆さま方のご理解と信頼を深め、皆さま方の正当な利益の保護に、組織を挙げて取り組んでいます。

また、全面施行された個人情報保護法にもとづく苦情等受付相談窓口も明示し、ご利用の皆さまの重要な個人情報の取扱いに対して、慎重かつ誠意をもって早期解決に努めます。

個人情報保護法にもとづく保護態勢の確立

個人情報保護法のもと個人情報保護態勢の基本方針、利用目的の明示をはじめ、個人情報保護における諸規程を定め、ご利用の皆さま方からご提供いただく重要な個人情報を、万全な態勢で保護させていただくための組織構築をめざしています。

災害等発生時における万全な対応システム（危機管理態勢の確立）

危機事態発生の際に公正な手段により、人的な安全確保と経済的損失の最小化をはかることを目的に、「危機管理基本方針」を定めております。

これにより災害・犯罪・事故・農畜産物の欠陥や公害・これらを起因とする信用の失墜等の危機事態を未然に防ぐ態勢はもちろんのこと、万が一発生した場合の対応要領について定め、全役職員総力を挙げて対応できるよう確立に努めています。

「JAバンク会員マーク」は、「信頼性確保」のための破綻未然防止策や「高度で良質な金融サービスの提供」のためのJAバンクシステムの確立に一体となって取り組むことを、組合員や利用者の皆さまにお知らせするもので、本支店窓口に掲示しています。

3 システムの概要

JAバンクシステム

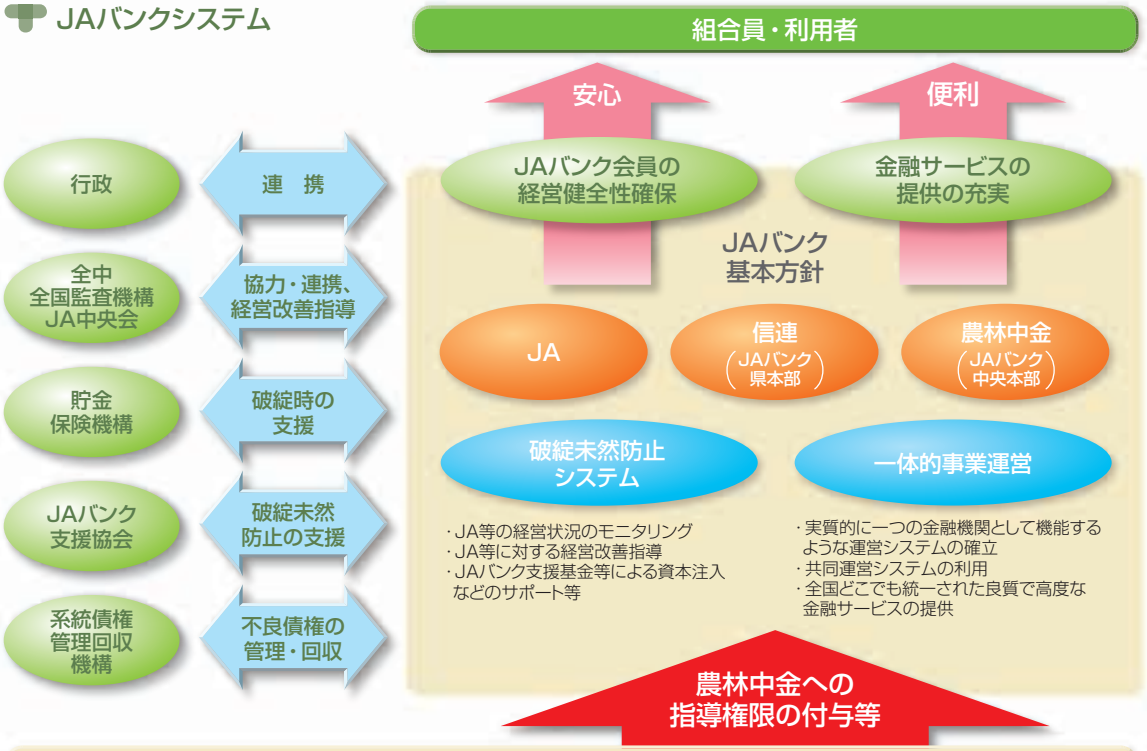

●再編強化法
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律

「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

Point 1 経営状況のチェック（モニタリング）

個々のJAの財務状況、業務体制などについてチェック（モニタリング）を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「JAバンク中央本部」と信連に設置された「JAバンク県本部」が行います。

Point 2 経営改善への取組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAは、その状況に応じた一定の資金運用制限も行いつつ、経営改善への取組みを行います。JAバンク中央本部・県本部は、関係団体と連携し、その取組みを強力にサポートします。

Point 3 JAバンク支援基金によるサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取組みや事業運営形態の見直し（事業譲渡、合併など）を行うJAには、「JAバンク支援基金（JAバンク支援協会）」が必要なサポート（資本注入など）を行います。

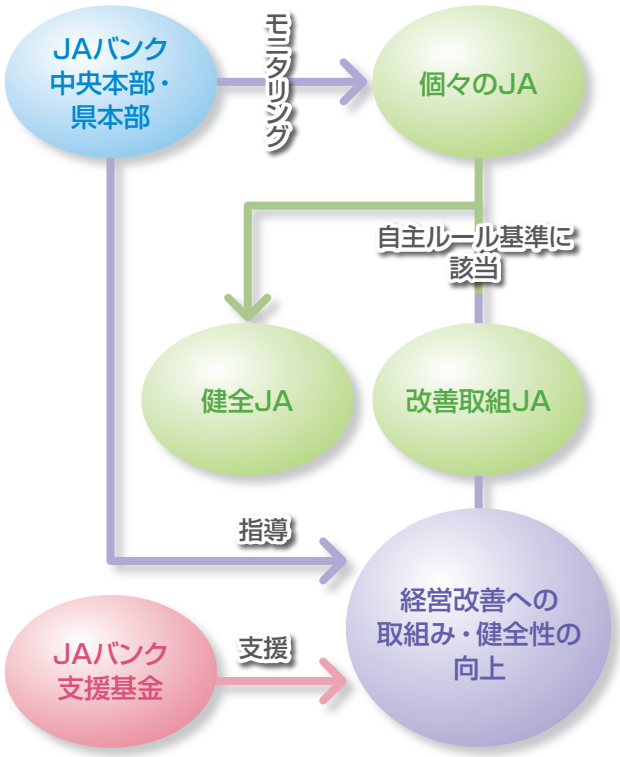

4 JAバンク基本方針

「JAバンク基本方針」の概要

Ⅰ「JAバンクシステム」の基本的方向

JA、信連、農林中金は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「JAバンクシステム」を確立しています。

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、問題の早期発見により経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

Ⅱ「JAバンク会員」の役割等

1. 農林中金の役割
   JAバンクシステムの適切な運営を図るべく、「JAバンク中央本部」を設置し、本方針に基づいてJAバンク会員へ必要な指導を行います。
   農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社を適切に運営します。またJA・信連が会計監査人監査を選択した場合、その会計監査人との間で情報連携を図ります。
2. JA・信連の役割
   本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守。また、信連は「JAバンク県本部」を設置し、本方針に基づいて管内JAに指導を行うとともに、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営等に取組みます。
3. 中央会との連携（JAバンクシステムの適切な運営のため、中央会系統の指導制度と実質的に統一された取組み基準等に再整理し、より密接な連携を図ります）

Ⅲ「JAバンク会員」の責務

1. JAバンクの一体的事業運営による金融商品・サービス等の提供
2. JAバンク全体の安全・効率運用の確保に関する基準の遵守
3. 経営状況の報告等（経営管理資料等の提出、資産精査・業務執行態勢の実査）
4. 資金運用制限ルールの遵守（体制・能力を超えた運用を回避するための基準）
5. 経営改善ルールの遵守（経費削減、資本増強等の経営改善策を講じるための基準）
6. 組織統合ルールの遵守（経営改善困難な場合、迅速な組織形態変更にかかる基準）
7. 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守（信用事業再編成計画を策定・実践するための基準）
8. 指定支援法人への財源拠出（同法人に対する負担金拠出等にかかる基準）

Ⅳ「JAバンク会員」が享受するメリット

1. 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
2. 全国統一されたシステムの利用、機能・商品の取扱い
3. 「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
4. 指定支援法人の支援

Ⅴ 基本方針等を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

本方針を遵守しない会員に対して、勧告・警告を行い、改善が認められない場合は、会員からの強制脱退等、ペナルティー措置を講じます。

Ⅵ 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行います。

経営資料

Ⅰ　決算の状況 ……26
1. 貸借対照表 ……26
2. 損益計算書 ……27
3. キャッシュ・フロー計算書 ……28
4. 注記表 ……30
5. 剰余金処分計算書 ……38
6. 部門別損益計算書 ……39
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認 ……41

Ⅱ　損益の状況 ……42
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標 ……42
2. 利益総括表 ……42
3. 資金運用収支の内訳 ……42
4. 受取・支払利息の増減額 ……42

Ⅲ　事業の概況 ……43
1. 信用事業 ……43
2. 共済取扱実績 ……48
3. 農業関連事業取扱実績 ……49
4. 介護事業取扱実績 ……49
5. 指導事業 ……49

Ⅳ　経営諸指標 ……50
1. 利益率 ……50
2. 貯貸率・貯証率 ……50

Ⅴ　自己資本の充実の状況 ……51
1. 自己資本の構成に関する事項 ……51
2. 自己資本の充実度に関する事項 ……52
3. 信用リスクに関する事項 ……53
4. 信用リスク削減手法に関する事項 ……57
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……58
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 ……58
7. 出資等エクスポージャーに関する事項 ……58
8. 金利リスクに関する事項 ……60

Ⅰ 決算の状況

1 貸借対照表

資 産 の 部

（単位:千円）

科　目	27年度（平成28年3月31日）	28年度（平成29年3月31日）
1. 信用事業資産	390,506,499	405,508,936
(1)現金	1,793,243	1,630,441
(2)預金	294,730,311	312,566,473
系統預金	294,729,904	312,566,257
系統外預金	406	216
(3)有価証券	16,837,075	16,723,036
国債	1,100,093	1,100,090
地方債	899,896	899,917
社債	11,508,375	11,157,114
株式	222,512	300,908
受益証券	3,106,198	3,265,005
(4)貸出金	77,155,863	74,404,162
(5)その他の信用事業資産	1,897,922	1,931,821
未収収益	1,857,693	1,885,048
その他の資産	40,228	46,772
(6)債務保証見返	2,400	－
(7)貸倒引当金	△1,910,316	△1,746,998
2. 共済事業資産	33,361	34,368
(1)共済貸付金	32,979	34,074
(2)共済未収利息	303	239
(3)その他の共済事業資産	77	54
3. 経済事業資産	191,730	175,771
(1)経済事業未収金	146,000	134,071
(2)棚卸資産	43,597	38,584
購買品	32,159	25,174
その他の棚卸資産	11,438	13,410
(3)その他の経済事業資産	2,781	3,683
(4)貸倒引当金	△649	△568
4. 雑資産	1,414,453	1,369,173
5. 固定資産	2,848,689	2,826,151
(1)有形固定資産	2,844,414	2,822,852
建物	3,703,336	3,767,082
機械装置	115,723	105,507
土地	1,658,282	1,592,297
建設仮勘定	16,477	－
その他の有形固定資産	765,764	783,202
減価償却累計額	△3,415,170	△3,425,237
(2)無形固定資産	4,274	3,299
6. 外部出資	12,717,164	12,414,535
系統出資	12,430,173	12,123,964
系統外出資	279,491	283,071
子会社等出資	7,500	7,500
資産の部合計	407,711,898	422,328,936

負 債 の 部

（単位:千円）

科　目	27年度（平成28年3月31日）	28年度（平成29年3月31日）
1. 信用事業負債	376,129,770	389,430,407
(1)貯金	375,276,406	388,385,950
(2)借入金	17,393	15,532
(3)その他の信用事業負債	833,570	1,028,924
未払費用	407,525	437,979
その他の負債	426,045	590,944
(4)債務保証	2,400	－
2. 共済事業負債	742,886	846,881
(1)共済借入金	32,323	34,074
(2)共済資金	342,428	435,944
(3)共済未払利息	303	239
(4)未経過共済付加収入	367,096	375,926
(5)共済未払費用	458	535
(6)その他の共済事業負債	275	160
3. 経済事業負債	63,370	63,903
(1)経済事業未払金	61,205	60,663
(2)その他の経済事業負債	2,164	3,239
4. 雑負債	435,978	505,409
(1)未払法人税等	297,662	251,869
(2)資産除去債務	7,110	7,192
(3)その他の負債	131,206	246,347
5. 諸引当金	1,091,528	998,995
(1)賞与引当金	135,051	138,810
(2)退職給付引当金	403,318	343,760
(3)役員退職慰労引当金	49,537	44,499
(4)特例業務負担金引当金	503,622	471,925
6. 繰延税金負債	46,448	90,939
負債の部合計	378,509,983	391,936,535

純 資 産 の 部

（単位:千円）

1. 組合員資本	28,135,903	29,110,100
(1)出資金	1,608,073	1,606,780
(2)資本準備金	19,247	19,247
(3)再評価積立金	3,002	3,002
(4)利益剰余金	26,509,871	27,485,663
利益準備金	3,684,430	3,684,430
その他利益剰余金	22,825,441	23,801,233
税効果調整積立金	373,750	373,750
施設整備積立金	800,000	800,000
特別積立金	19,824,480	20,824,480
当期未処分剰余金	1,827,210	1,803,002
（うち当期剰余金）	1,137,042	1,039,683
(5)処分未済持分	△4,291	△4,592
2. 評価・換算差額等	1,066,012	1,282,300
(1)その他有価証券評価差額金	1,066,012	1,282,300
純資産の部合計	29,201,915	30,392,401
負債の部及び純資産の部合計	407,711,898	422,328,936

2 損益計算書

（単位:千円）

科　目	27年度（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
1. 事業総利益	4,715,947	4,600,258
(1)信用事業収益	3,887,318	3,714,821
資金運用収益	3,502,939	3,390,225
（うち預金利息）	(1,697,817)	(1,772,866)
（うち有価証券利息）	(240,352)	(227,182)
（うち貸出金利息）	(1,205,509)	(1,076,276)
（うちその他受入利息）	(359,259)	(313,900)
役務取引等収益	147,678	147,593
その他事業直接収益	167,408	104,487
その他経常収益	69,291	72,514
(2) 信用事業費用	531,166	461,760
資金調達費用	324,545	294,337
（うち貯金利息）	(314,967)	(284,918)
（うち給付補填備金繰入）	(4,109)	(4,889)
（うち借入金利息）	(202)	(80)
（うちその他支払利息）	(5,266)	(4,448)
役務取引等費用	47,022	49,182
その他事業直接費用	194	37,110
その他経常費用	159,403	81,130
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 93,618)	(△ 163,317)
（うち貸出金償却）	(1,423)	－
信用事業総利益	**3,356,152**	**3,253,060**
(3)共済事業収益	1,309,896	1,290,970
共済付加収入	1,199,581	1,180,420
共済貸付金利息	663	667
その他の収益	109,651	109,882
(4)共済事業費用	72,462	59,307
共済借入金利息	665	665
共済推進費	58,308	51,218
共済保全費	802	652
その他の費用	12,686	6,770
共済事業総利益	**1,237,433**	**1,231,663**
(5)購買事業収益	1,011,826	963,764
購買品供給高	1,002,392	953,857
その他の収益	9,434	9,906
(6)購買事業費用	917,580	874,577
購買品供給原価	880,796	844,537
購買品供給費	26,929	19,657
その他の費用	9,855	10,382
（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 41)	(△ 81)
購買事業総利益	**94,245**	**89,187**
(7)販売事業収益	10,958	38,975
販売品販売高	－	31,184
販売手数料	7,093	3,841
その他の収益	3,865	3,948
(8)販売事業費用	1,544	27,062
販売品販売原価	－	25,676
その他の費用	1,544	1,385
販売事業総利益	**9,414**	**11,912**
(9)保管事業収益	1,960	1,809
(10)保管事業費用	1,429	1,239
保管事業総利益	**531**	**570**
(11)加工事業収益	540	552
(12)加工事業費用	11	14
加工事業総利益	**529**	**538**

（単位:千円）

科　目	27年度（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	28年度（自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
(13)利用事業収益	6,027	6,460
(14)利用事業費用	558	532
利用事業総利益	**5,469**	**5,928**
(15)宅地等供給事業収益	9,424	6,968
(16)宅地等供給事業費用	541	183
宅地等供給事業総利益	**8,883**	**6,784**
(17)福祉事業収益	30,853	29,828
(18)福祉事業費用	10,281	9,383
福祉事業総利益	**20,571**	**20,445**
(19)その他経済収益	2,609	2,732
(20)その他経済費用	2,661	2,611
その他経済事業総利益	**△ 52**	**121**
(21)指導事業収入	841	738
(22)指導事業支出	18,073	20,692
指導事業収支差額	**△ 17,231**	**△ 19,954**
2. 事業管理費	3,528,917	3,418,245
(1)人件費	2,646,630	2,501,224
(2)業務費	432,886	442,581
(3)諸税負担金	121,301	131,025
(4)施設費	315,043	330,016
(5)その他事業管理費	13,055	13,396
事業利益	**1,187,029**	**1,182,013**
3. 事業外収益	333,938	246,062
(1)受取雑利息	10,407	9,430
(2)受取出資配当金	165,266	164,247
(3)賃貸料	37,909	39,029
(4)償却債権取立益	109,993	19,398
(5)雑収入	10,361	13,956
4. 事業外費用	11,130	19,783
(1)支払雑利息	27	24
(2)寄付金	2,666	6,986
(3)雑損失	8,436	12,771
経常利益	**1,509,837**	**1,408,292**
5. 特別利益	19	943
(1)固定資産処分益	－	943
(2)その他の特別利益	19	－
6. 特別損失	3,395	95,001
(1)固定資産処分損	2,983	583
(2)減損損失	－	94,417
(3)その他の特別損失	412	－
税引前当期利益	**1,506,461**	**1,314,234**
法人税・住民税および事業税	366,601	312,760
法人税等調整額	2,817	△38,209
法人税等合計	369,418	274,551
当期剰余金	**1,137,042**	**1,039,683**
当期首繰越剰余金	687,346	763,318
税効果調整積立金取崩額	2,821	－
当期未処分剰余金	**1,827,210**	**1,803,002**

3 キャッシュ・フロー計算書

（単位:千円）

科　　目	27年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	28年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	1,506,461	1,314,234
減価償却費	89,481	88,081
減損損失	－	94,417
固定資産除去損	2,983	583
貸倒引当金の増減額	△ 113,827	△ 163,398
賞与引当金の増減額	△ 1,078	3,759
退職給付引当金の増減額	17,576	△ 59,557
役員退職慰労引当金の増減額	△ 429	△ 5,038
特例業務負担金引当金の増減額	42,372	△ 31,696
信用事業資金運用収益	△ 3,503,067	△ 3,390,353
信用事業資金調達費用	324,545	294,337
共済貸付金利息	△ 663	△ 667
共済借入金利息	665	665
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 175,674	△ 173,678
支払雑利息	27	24
有価証券関係損益	△ 167,086	△ 104,360
固定資産売却損益	－	△ 943
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	1,919,936	2,894,716
預金の純増減	△ 12,650,000	△ 17,400,000
貯金の純増減	10,706,294	13,109,543
信用事業借入金の純増減	△ 2,001,529	△ 1,861
その他の信用事業資産の純増減	17,127	△ 4,194
その他の信用事業負債の純増減	△ 24,561	25,965
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	△ 1,706	△ 1,095
共済借入金の純増減	1,050	1,751
共済資金の純増減	△ 6,492	93,515
未経過共済付加収入の純増減	△ 1,461	8,830
その他の共済事業資産の純増減	33	23
その他の共済事業負債の純増減	△ 100	△ 37
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 1,767	11,928
経済受託債権の純増減	－	－
棚卸資産の純増減	△ 2,067	5,012
支払手形及び経済事業未払金の純増減	8,250	△ 542
経済受託債務の純増減	－	－
その他の経済事業資産の純増減	△ 358	△ 901
その他の経済事業負債の純増減	△ 259	1,074

（単位:千円）

科　　目	27年度 （自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）	28年度 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	△ 113,261	51,090
その他の負債の純増減	△ 4,965	121,568
未払消費税等の増減額	3,495	△ 5,448
信用事業資金運用による収入	3,579,181	3,362,872
信用事業資金調達による支出	△ 199,350	△ 270,187
共済貸付金利息による収入	661	732
共済借入金利息による支出	△ 664	△ 730
小　　計	**△ 750,225**	**△ 129,963**
雑利息及び出資配当金の受取額	169,403	167,868
雑利息の支払額	△ 24	△ 21
法人税等の支払額	△ 320,938	△ 358,553
事業活動によるキャッシュ・フロー	**△ 901,785**	**△ 320,670**
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 565,580	△ 54,108
有価証券の売却による収入	333,318	234,386
有価証券の償還による収入	1,429,000	337,110
金銭の信託の減少による収入	415	－
補助金の受入れによる収入	－	－
固定資産の取得による支出	△ 128,203	△ 167,914
固定資産の売却による収入	－	8,313
外部出資による支出	△ 3,450	△ 3,580
外部出資の売却等による収入	248,788	306,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	**1,314,288**	**660,415**
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	27,847	28,057
出資の払戻しによる支出	△ 32,697	△ 30,249
持分の取得による支出	△ 4,291	△ 4,592
持分の譲渡による収入	6,181	4,291
出資配当金の支払額	△ 63,817	△ 63,891
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 66,777**	**△ 66,384**
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
5. 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	345,724	273,360
6. 現金及び現金同等物の期首残高	1,987,229	2,332,954
7. 現金及び現金同等物の期末残高	2,332,954	2,606,314

4 注記表

（1）平成27年度　注記表

Ⅰ　重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

（2）その他の有価証券

市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。

2　外部出資の評価基準及び評価方法

当JAが保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3　棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

4　固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産

法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。

ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法を採用しています。

また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

（2）無形固定資産

法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。

5　引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権、その他の要注意先債権及び要管理先債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

また、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,167,834千円です。

（2）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末までに発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度において費用処理しています。

（3）賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の平成28年3月現在における平成44年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

（会計方針の変更に関する注記）

特例業務負担金は、従来、農林漁業団体共済組合より通知される特例業務負担金の将来見込額を引当金として計上してきましたが、制度完了に向けた取組みなど農林年金を取り巻く情勢の変化等から、将来的な負担額として認識すべき金額をより正確にするため、当年度より、現時点における平成43年度までの実負担見込額による計上方法へ変更しました。

当該会計方針の変更は、過年度の合理的な基礎数値の入手が困難であり遡及適用による影響額が算出できないことから、遡及処理は行わず、前事業年度末の特例業務負担金引当金残高を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり適用しています。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末における特例業務負担金引当金が63,439千円増加し、当事業年度の事業管理費が同額増加しており、その結果、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額減少しています。

6　リース取引にかかる会計処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度（平成20年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。

7　消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。

また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8　記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1　固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、344,526千円です。その内訳は、次のとおりです。

建物	137,329千円
機械装置	52,975千円
土地	150,876千円
その他	3,344千円

2　リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務車両、ATM設備、信用端末機、共済推進携帯端末機については、リース契約により使用しています。

所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。

なお、未経過リース料は10,159千円であり、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

3　担保に供した資産等

当座借越契約に対する担保として定期預金5,300,000千円を差し入れています。

また、指定金融機関事務取扱契約にかかる担保として、定期預金100千円を差し入れています。

4　子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、23,250千円です。

子会社等に対する金銭債務は、37,273千円です。

5　理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、465,924千円です。

金銭債務はありません。

6　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額は次のとおりです。

	金　額(千円)
破綻先債権	54,082
延滞債権	3,195,310
３ヶ月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	151,769
合計	3,401,161

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

イ.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じているものをいう。

ロ.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいう。

ハ.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいう。

ニ.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く。）をいう。

7　劣後特約付貸出金の額

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された岐阜県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金4,680,000千円が含まれています。

Ⅲ　損益計算書にかかる注記

1　子会社等との取引高の総額

（1）子会社等との取引による収益総額	2,985千円
うち事業取引高	2,985千円
（2）子会社等との取引による費用総額	3,436千円
うち事業取引高	796千円
うち事業取引以外の取引高	2,640千円

Ⅳ　金融商品に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかをチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクにかかる定量的情報

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,023,716千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	294,730,311	294,701,866	△ 28,445
有価証券	16,837,075	17,344,392	507,316
満期保有目的の債券	10,599,957	11,107,274	507,316
その他有価証券	6,237,118	6,237,118	−
貸出金	77,599,359	−	−
貸倒引当金	△ 1,910,316	−	−
貸倒引当金控除後	75,689,043	80,292,633	4,603,590
資産小計	387,256,430	392,338,891	5,082,461
貯金	375,276,406	375,643,590	367,183
負債小計	375,276,406	375,643,590	367,183

・貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金443,496千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

また、株式は取引所の価格により、投資信託については公表されている基準価格によっています。

なお、金銭の信託は有価証券に準じて評価しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、将来のキャッシュ・フローを短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,717,164

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	294,730,311	−	−	−	−	−
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	700,000	800,000	700,000	3,500,000	4,700,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	−	900,000	1,200,000	500,000	100,000
貸出金	9,136,531	5,722,037	5,179,801	4,771,533	4,416,934	46,799,337
合　計	304,166,842	6,422,037	6,879,801	6,671,533	8,416,934	51,599,337

・貸出金のうち、当座貸越1,491,457千円については「1年以内」に含めています。

・貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,129,688千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
貯金	312,236,292	29,542,039	30,209,185	2,609,427	679,462

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価等

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	1,100,093	1,146,353	46,259
	地方債	899,896	949,004	49,107
	社　債	8,199,967	8,632,636	432,668
	小　計	10,199,957	10,727,993	528,035
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	400,000	379,281	△20,719
	小　計	400,000	379,281	△20,719
合　計		10,599,957	11,107,274	507,316

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種　類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	社　債	2,500,736	2,633,059	132,322
	受益証券	1,799,336	3,106,198	1,306,861
	株　式	97,850	162,992	65,141
	小　計	4,397,923	5,902,249	1,504,325
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	社　債	300,000	275,349	△24,651
	株　式	65,580	59,520	△6,060
	小　計	365,580	334,869	△30,711
合　計		4,763,504	6,237,118	1,473,613

また、評価差額から繰延税金負債407,601千円を控除した額1,066,012千円がその他有価証券評価差額金に含まれています。

なお、上記有価証券の期末評価にかかる時価は次のとおりです。

ア.上場有価証券……東京証券取引所等の最終価格

イ.店頭売買有価証券…日本証券業協会が公表する売買価格等

ウ.受益証券……投資信託協会が公表する基準価格

エ.非上場有価証券……日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、残存償還期間等に基づいて算定した価格

(2) 売却した満期保有目的の債券
該当はありません。
(3) 売却したその他の有価証券
当期中に売却したその他の有価証券は、次のとおりです。

(単位:千円)

種　　類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
受 益 証 券	333,319	167,369	−

(4) 保有目的区分を変更した有価証券
該当はありません。

Ⅵ 退職給付に関する注記

1 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規定に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度及び全国役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,290,703千円
勤務費用	132,871
利息費用	9,667
数理計算上の差異の当期発生額	96,980
退職給付の支払額	△149,182
期末における退職給付債務	2,381,039

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,904,961千円
期待運用収益	22,880
数理計算上の差異の当期発生額	1,173
確定給付企業年金制度への拠出金	117,417
特定退職共済制度への拠出金	63,896
退職給付の支払額	△132,607
期末における年金資産	1,977,721

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,381,039千円
確定給付企業年金制度	△1,145,680
特定退職共済制度	△832,040
未積立退職給付債務	403,318
未認識数理計算上の差異	−
貸借対照表計上額純額	403,318
退職給付引当金	403,318

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	132,871千円
利息費用	9,667
期待運用収益	△22,880
数理計算上の差異の損益処理額	95,806
出向者負担金受入額	△1,368
退職給付費用	214,097

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

①確定給付企業年金制度(全共連)	
一般勘定	100%
②特定退職共済制度	
債券	78%
年金保険投資	18
現金及び預金	4
合計	100

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①割引率	0%
②長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度(全共連)	1.37%
特定退職共済制度	0.98%
③数理計算上の差異の処理年数	1年

2 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は30,652千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩し支払いをしています。

また、平成28年3月における平成44年3月までの特例業務負担金の実負担見込額は、503,622千円となっています。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金	471,659 千円
貸倒償却	65,705
退職給付引当金	111,557
賞与引当金	37,355
役員退職慰労引当金	13,702
固定資産減損額	46,757
ゴルフ会員権償却	12,488
未払事業税	22,833
資産除却債務	1,966
特例業務負担金引当金	139,301
その他	7,620
(小　計)	930,948
評価性引当額	△ 557,198
繰延税金資産合計	373,750
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△ 407,601 千円
適格合併に伴うみなし配当	△ 12,494
除去費用資産計上額	△ 102
繰延税金負債合計	△ 420,198
繰延税金資産の純額	△ 46,448

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.86
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.14
住民税均等割等	0.39
評価性引当額の増減	△ 2.65
その他	△ 0.60
差異計	△ 3.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.52%

(2) 平成28年度　注記表

Ⅰ　重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券
移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

(2) その他の有価証券
市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。
また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理(売却原価は移動平均法により算定)しております。

2　外部出資の評価基準及び評価方法

当JAが保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3　棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により行っています。

4　固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産
法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。
ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産
法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先債権、その他の要注意先債権及び要管理先債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。
また、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は645,040千円です。

(2) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末までに発生していると認められる額を計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度において費用処理しています。

(3) 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の平成29年3月現在における平成44年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

6　リース取引にかかる会計処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度(平成20年度)開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。

7　消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。
また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

8　記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

実務対応報告第32号の適用
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。
この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ1,506千円増加しています

Ⅲ　貸借対照表に関する注記

1　固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、344,526千円です。その内訳は、次のとおりです。　137,329千円
建物　52,975千円
機械装置　150,876千円
土地　3,344千円
その他

2　リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務車両、ATM設備、信用端末機、共済推進携帯端末機については、リース契約により使用しています。
所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。
なお、未経過リース料は41,016千円であり、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

3　担保に供した資産等

当座借越契約に対する担保として定期預金5,300,000千円を差し入れています。
また、指定金融機関事務取扱契約にかかる担保として、定期預金100千円を差し入れています。

4　子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、21,081千円です。
子会社等に対する金銭債務は、32,994千円です。

5　理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、392,563千円です。
金銭債務はありません。

6　貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額は次のとおりです。

	金　額(千円)
破綻先債権	62,903
延滞債権	3,005,833
3ヶ月以上延滞債権	–
貸出条件緩和債権	160,169
合計	3,228,905

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

イ.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じているものをいう。

ロ.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいう。

ハ.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいう。

ニ.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く。）をいう。

7 劣後特約付貸出金の額

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された岐阜県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金4,680,000千円が含まれています。

Ⅳ 損益計算書にかかる注記

1 子会社等との取引高の総額

（1）子会社等との取引による収益総額	3,098千円
うち事業取引高	3,098千円
（2）子会社等との取引による費用総額	3,578千円
うち事業取引高	457千円
うち事業取引以外の取引高	3,120千円

2 減損損失の内容

（1）資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合は管理会計の単位を基本に施設ごとに、また、遊休資産、賃貸固定資産および業務外固定資産については、各固定資産を最小単位としてグルーピングしております。

なお、各経済店舗は、地区統括配下の共用資産とし、本店、経済センター等の農業関係の共同利用施設については、JA全体の共用資産としております。

（2）当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

（単位:千円）

場所		用途	種類	減損損失
泉支店	土岐市 泉町久尻614-19	営業用 店舗	建物 土地	6,817 44,788
コーポ更生	土岐市 泉町久尻52-8	賃貸用 固定資産	建物 土地	4,446 10,246
旧市之倉支店	多治見市 市之倉町2-171	遊休	建物 土地 その他	16,266 10,000 1,051
旧ガスプラザとうと	多治見市 市之倉町2-177	遊休	建物 その他	795 5
合計				94,417

（3）減損損失を認識するに至った経緯

泉支店は、平成30年6月の新築移転が決定されているため、帳簿価額を使用価値まで減額し減損損失として認識しました。

コーポ更正は、賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価格まで達しないため、帳簿価額を正味売却価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しました。

旧市之倉支店および旧ガスプラザとうとは、新築移転後遊休資産となっており、平成29年度の処分対象であることから、正味売却価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

（4）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算出しております。また、泉支店の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は41.57%です。

Ⅴ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかをチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクにかかる定量的情報

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金であります。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,663,042千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	312,566,473	312,485,392	△ 81,081
有価証券	16,723,036	17,145,203	422,166
満期保有目的の債券	10,399,983	10,822,150	422,166
その他有価証券	6,323,053	6,323,053	−
貸出金	74,817,889	−	−
貸倒引当金	△ 1,746,998	−	−
貸倒引当金控除後	73,070,890	76,513,415	3,442,524
資産小計	402,360,401	406,144,011	3,783,610
貯金	388,385,950	388,479,338	93,387
負債小計	388,385,950	388,479,338	93,387

・貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金413,727千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

また、株式は取引所の価格により、投資信託については公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、将来のキャッシュ・フローを短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,414,535

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	312,566,473	−	−	−	−	−
有価証券						
満期保有目的の債券	700,000	800,000	700,000	3,500,000	1,800,000	2,900,000
その他有価証券のうち満期があるもの	568,020	900,000	1,200,000	500,000	−	274,615
貸出金	8,785,783	5,473,587	5,167,310	4,661,895	4,218,174	45,052,752
合　計	322,620,276	7,173,587	7,067,310	8,661,895	6,018,174	48,227,367

・貸出金のうち、当座貸越1,231,444千円については「1年以内」に含めています。

・貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,044,657千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
貯金	326,554,349	39,543,550	18,707,178	735,886	2,844,985

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価等

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	1,100,090	1,125,430	25,339
	地方債	899,917	935,720	35,802
	社　債	8,099,974	8,468,680	368,705
	小　計	10,099,983	10,529,830	429,846
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	300,000	292,320	△7,680
	小　計	300,000	292,320	△7,680
合　計		10,399,983	10,822,150	422,166

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種　類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	社　債	2,400,583	2,494,250	93,666
	受益証券	1,669,438	3,265,005	1,595,566
	株　式	217,539	300,908	83,369
	小　計	4,287,560	6,060,163	1,772,602
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	社　債	262,890	262,890	−
	小　計	262,890	262,890	−
合　計		4,550,450	6,323,053	1,772,602

また、評価差額から繰延税金負債490,301千円を控除した額1,282,300千円がその他有価証券評価差額金に含まれています。

(2) 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

(3) 売却したその他の有価証券

当期中に売却したその他の有価証券は、次のとおりです。

(単位:千円)

種　類	売却額	売却益	売却損
受益証券	234,387	104,487	−

(4) 保有目的区分を変更した有価証券
該当はありません。
(5) 減損処理額及び基準
当年度中において、社債37,100千円の減損処理を行っています。市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。
なお、「時価が取得原価に比べて著しく下落した」と判断する基準は次のとおりですが、さらに下落率が30%以上50%未満の有価証券については、別途定める「有価証券の減損処理基準」により個々の銘柄について判断しています。
①有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合
②下落率は30%未満であるが、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じており、回復見込みがない場合

Ⅶ 退職給付に関する注記

1 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規定に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度及び全国役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,381,039千円
勤務費用	144,349
利息費用	−
数理計算上の差異の当期発生額	△9,153
退職給付の支払額	△134,426
期末における退職給付債務	2,381,809

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,977,721千円
期待運用収益	23,501
数理計算上の差異の当期発生額	1,048
確定給付企業年金制度への拠出金	98,264
特定退職共済制度への拠出金	55,474
退職給付の支払額	△117,961
期末における年金資産	2,038,048

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,381,809千円
確定給付企業年金制度	△1,198,824
特定退職共済制度	△839,224
未積立退職給付債務	343,760
未認識数理計算上の差異	−
貸借対照表計上額純額	343,760
退職給付引当金	343,760

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	144,349千円
利息費用	−
期待運用収益	△23,501
数理計算上の差異の損益処理額	△10,201
出向者負担金受入額	△360
退職給付費用	110,286

(6) 年金資産の主な内訳

①確定給付企業年金制度(全共連)	
一般勘定	100%
②特定退職共済制度	
債券	75%
年金保険投資	20
現金及び預金	4
その他	1
合計	100

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①割引率	0.12%
②長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度(全共連)	1.38%
特定退職共済制度	0.92%
③数理計算上の差異の処理年数	1年

2 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は30,803千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩し支払いをしています。
また、平成29年3月における平成44年3月までの特例業務負担金の実負担見込額は、471,925千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金	434,661 千円
貸倒償却	68,030
退職給付引当金	95,084
賞与引当金	38,394
役員退職慰労引当金	12,308
固定資産減損額	68,083
ゴルフ会員権償却	12,488
未払事業税	19,661
資産除却債務	1,989
特例業務負担金引当金	130,534
その他	8,156
(小　計)	889,393
評価性引当額	△ 477,438
繰延税金資産合計	411,955
繰延税金負債	
(その他有価証券評価差額	△ 490,301千円)
除去費用資産計上額	△ 97
適格合併に伴うみなし配当	△ 12,494
繰延税金負債合計	△ 502,894
繰延税金資産の純額	△ 90,939

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.32
住民税均等割等	0.44
評価性引当額の増減	△ 6.07
その他	△ 0.83
差異計	△ 6.77
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.89%

(追加情報)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

5 剰余金処分計算書

（単位:円）

科目	27年度	28年度
1 当期未処分剰余金	1,827,210,736	1,803,002,391
2 任意積立金取崩額	－	－
計	1,827,210,736	1,803,002,391
3 剰余金処分額	1,063,891,995	1,101,990,357
(1) 利益準備金	－	－
(2) 任意積立金	1,000,000,000	1,038,204,972
税効果調整積立金	－	38,204,972
特別積立金	1,000,000,000	1,000,000,000
施設整備積立金	－	－
(3) 出資配当金	63,891,995	63,785,385
(4) 事業分量配当金	－	－
4 次期繰越剰余金	763,318,741	701,012,034

（注）1. 出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
平成27年度　4%　平成28年度　4%

2. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、取り崩し基準等は次のとおりです。

イ.税効果調整積立金

目　　的　税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払い部分）について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。
ただし、繰延税金負債及び有価証券の評価差額にかかる繰延税金資産に対応する額を除く。

取崩し基準　繰延税金資産が回収または回収不能と判断した年度において回収相当額を取り崩す（繰延税金資産の減少分）。

ロ.施設整備積立金

目　　的　支店等再整備計画に伴う新設店舗用地取得、新設店舗建設及び既存店舗処分にかかる所要資金を確保するために積立を行う。

積立目標額　8億円

取崩し基準　新設店舗用地取得、新設店舗建設及び既存店舗処分に多額の支出を要したとき相当額を取り崩す。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化の改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
平成27年度　57,000千円　　平成28年度　53,000千円

6 部門別損益計算書

(1) 平成27年度　部門別損益計算書

(単位：千円)

区　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,272,258	3,887,318	1,309,896	421,566	652,637	841	
事業費用 ②	1,556,311	531,166	72,462	374,582	560,028	18,073	
事業総利益 ③ (①−②)	4,715,947	3,356,152	1,237,433	46,984	92,609	△ 17,231	
事業管理費 ④	3,528,917	2,420,153	782,634	120,748	184,322	21,060	
(うち 減価償却費⑤)	(89,481)	(55,302)	(11,213)	(8,298)	(14,612)	(56)	
(うち 人件費⑤')	(2,646,630)	(1,705,403)	(699,315)	(89,806)	(132,282)	(19,824)	
※うち 共通管理費⑥		377,733	91,638	17,507	31,243	1,590	△ 519,711
(うち 減価償却費⑦)		(45,954)	(10,325)	(913)	(2,511)	(50)	(△ 59,753)
(うち 人件費⑦')		(120,930)	(30,168)	(8,020)	(15,564)	(827)	(△175,509)
事業利益 ⑧ (③−④)	1,187,029	935,999	454,799	△ 73,764	△ 91,713	△ 38,291	
事業外収益 ⑨	333,938	245,847	77,823	4,096	6,014	158	
※うち共通分 ⑩		37,603	9,122	1,743	3,110	158	△ 51,736
事業外費用 ⑪	11,130	8,097	1,958	374	667	34	
※うち共通分 ⑫		8,069	1,958	374	667	34	△ 11,102
経常利益 ⑬ (⑧+⑨−⑪)	1,509,837	1,173,748	530,665	△ 70,042	△ 86,367	△ 38,167	
特別利益 ⑭	19	−	−	19	−	−	
※うち共通分 ⑮		−	−	−	−	−	−
特別損失 ⑯	3,395	2,168	526	513	179	9	
※うち共通分 ⑰		2,168	526	101	179	9	△ 2,983
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭−⑯)	1,506,461	1,171,580	530,139	△ 70,536	△ 86,546	△ 38,176	
営農指導事業分配賦額⑲		−	−	38,176	−	△ 38,176	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳ (⑱−⑲)	1,506,461	1,171,580	530,139	△ 108,711	△ 86,546		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

①共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費、教育情報費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

②配賦割合 (①の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	72.68%	17.63%	3.37%	6.01%	0.31%	100.00%
営農指導事業	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%

(2) 平成28年度　部門別損益計算書

（単位：千円）

区　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,057,622	3,714,821	1,290,970	458,904	592,188	738	
事業費用 ②	1,457,363	461,760	59,307	405,321	510,283	20,692	
事業総利益 ③（①−②）	4,600,258	3,253,060	1,231,663	53,583	81,905	△ 19,954	
事業管理費 ④	3,418,245	2,331,151	755,549	127,208	176,067	28,268	
（うち 減価償却費⑤）	(88,081)	(56,664)	(11,794)	(6,887)	(12,664)	(70)	
（うち 人件費⑤'）	(2,501,224)	(1,584,100)	(666,911)	(97,499)	(126,019)	(26,694)	
※うち 共通管理費⑥		363,753	110,628	19,689	27,569	2,646	△ 524,287
（うち 減価償却費⑦）		(47,432)	(10,826)	(823)	(2,113)	(70)	(△ 61,267)
（うち 人件費⑦'）		(100,037)	(46,794)	(10,313)	(12,700)	(1,634)	(△171,478)
事業利益 ⑧（③−④）	1,182,013	921,909	476,113	△ 73,624	△ 94,161	△ 48,222	
事業外収益 ⑨	246,062	154,280	83,108	3,761	4,646	265	
※うち共通分 ⑩		36,427	11,078	1,971	2,760	264	△ 52,503
事業外費用 ⑪	19,783	13,733	4,169	742	1,038	99	
※うち共通分 ⑫		13,708	4,169	742	1,038	99	△ 19,758
経常利益 ⑬（⑧+⑨−⑪）	1,408,292	1,062,456	555,052	△ 70,605	△ 90,554	△ 48,057	
特別利益 ⑭	943	654	199	35	49	4	
※うち共通分 ⑮		654	199	35	49	4	△ 943
特別損失 ⑯	95,001	94,822	124	21	29	3	
※うち共通分 ⑰		404	124	21	29	2	△ 582
税引前当期利益 ⑱（⑬+⑭−⑯）	1,314,234	968,289	555,128	△ 70,591	△ 90,535	△ 48,055	
営農指導事業分配賦額⑲		−	−	48,055	−	△ 48,055	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳（⑱−⑲）	1,314,234	968,289	555,128	△ 118,647	△ 90,535		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

①共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

（1）共通管理費等

（人頭割+人件費、教育情報費を除いた事業管理費割+事業総利益割）の平均値

（2）営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

②配賦割合（①の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	69.38%	21.10%	3.76%	5.26%	0.50%	100.00%
営農指導事業	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%

7 財務諸表の正確性等にかかる確認

確　認　書

1. 私は、当組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
   （1） 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
   （2） 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性･有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
   （3） 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年6月23日

陶都信用農業協同組合

代表理事組合長　水田 修

Ⅱ 損益の状況

1 最近の5事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、%）

項　　目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収益（事業収益）	6,989	7,063	6,280	6,272	6,057
信用事業収益	3,823	3,962	3,903	3,887	3,714
共済事業収益	1,291	1,265	1,254	1,309	1,290
農業関連事業収益	1,114	995	455	421	458
その他事業収益	760	840	666	653	592
経常利益	1,123	1,711	1,392	1,509	1,408
当期剰余金	727	800	1,067	1,137	1,039
出資金 （出資口数）	1,636 (1,636,044)	1,615 (1,615,795)	1,612 (1,612,543)	1,608 (1,608,073)	1,606 (1,606,780)
純資産額	26,041	27,067	28,608	29,201	30,392
総資産額	382,481	391,387	398,438	407,711	422,328
貯金等残高	352,008	359,865	364,570	375,276	388,385
貸出金残高	81,215	80,074	79,123	77,155	74,404
有価証券残高	21,386	18,897	18,526	16,837	16,723
剰余金配当金額	64	64	63	63	63
出資配当額	64	64	63	63	63
職員数	373	381	387	392	401
単体自己資本比率	22.04	22.33	22.06	22.66	22.02

（注）1.経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2.当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3.信託業務の取り扱いは行っていません。
4.「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林省告示第2号）に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示（バーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

2 利益総括表

（単位：百万円、%）

項　　目	27年度	28年度	増　減
資金運用収支	3,178	3,095	△82
役務取引等収支	100	98	△2
その他信用事業収支	77	58	△18
信用事業粗利益	3,356	3,253	△103
（信用事業粗利益率）	(0.86)	(0.80)	(△0.05)
事業粗利益	4,715	4,600	△115
（事業粗利益率）	(1.15)	(1.09)	(△0.06)

3 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目	27年度			28年度		
	平均残高	利　息	利　回	平均残高	利　息	利　回
資金運用勘定	386,608	3,502	0.90	400,063	3,390	0.84
うち預金	291,732	2,057	0.70	309,203	2,086	0.67
うち有価証券	16,198	240	1.48	15,229	227	1.49
うち貸出金	78,677	1,205	1.53	75,631	1,076	1.42
資金調達勘定	374,186	319	0.08	386,487	289	0.07
うち貯金・定期積金	374,110	319	0.08	386,459	289	0.07
うち借入金	75	0	0.26	28	0	0.28
総資金利ざや			0.29			0.28

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	27年度増減額	28年度増減額
受取利息	61	△158
うち預金	32	29
うち有価証券	△0	△13
うち貸出金	△56	△129
支払利息	23	△30
うち貯金・定期積金	24	△29
うち借入金	△0	△0
差引	38	△127

（注）1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1 信用事業

(1)貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種　類	27年度	28年度	増　減
流動性貯金	107,267　(28.67)	114,210　(29.55)	6,942
定期性貯金	266,629　(71.27)	272,112　(70.41)	5,482
その他の貯金	213　(0.06)	136　(0.04)	△76
合　計	374,110 (100.00)	386,459 (100.00)	12,348

(注)1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
3. (　) 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種　類		27年度	28年度	増　減
定期貯金		259,279 (100.00)	264,612 (100.00)	5,332
	うち固定金利定期	259,249　(99.99)	264,582　(99.99)	5,332
	うち変動金利定期	30　(0.01)	29　(0.01)	△0

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. (　) 内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種　類	27年度	28年度	増　減
手形貸付	904	711	△193
証書貸付	75,984	73,349	△2,634
当座貸越	1,276	1,104	△172
割引手形	511	466	△45
合　計	78,677	75,631	△3,045

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種　類	27年度	28年度	増　減
固定金利貸出	63,015　(81.67)	61,266　(82.34)	△1,749
変動金利貸出	14,139　(18.33)	13,138　(17.66)	△1,001
合　計	77,155 (100.00)	74,404 (100.00)	△2,751

(注)(　)内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種　類	27年度	28年度	増　減
貯金・定期積金等	7,015	6,423	△591
共済返戻金	372	552	180
有価証券	−	−	−
動産	−	−	−
不動産	10,758	10,323	△435
その他担保物	485	436	△48
小　計	18,631	17,736	△895
農業信用基金協会保証	17,291	17,660	368
その他機関保証	22,450	20,842	△1,607
個人保証	264	155	△108
その他保証	−	−	−
小　計	40,005	38,658	△1,346
信用	18,518	18,009	△509
合　計	77,155	74,404	△2,751

④債務保証の担保別内訳残高

（単位：千円）

種　類	27年度	28年度	増　減
貯金・定期積金等	2,400	－	△2,400
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
小　計	2,400	－	△2,400
信用	－	－	－
合　計	2,400	－	△2,400

⑤貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円、%）

種　類	27年度		28年度		増　減
設備資金	6,465	(8.38)	6,387	(8.59)	△77
運転資金	15,307	(19.84)	14,274	(19.18)	△1,032
生活資金	43,983	(57.00)	43,104	(57.94)	△875
その他	11,400	(14.78)	10,635	(14.29)	△765
合　計	77,155	(100.00)	74,404	(100.00)	△2,751

（注）（　）内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

（単位：百万円、%）

種　類	27年度		28年度		増　減
農業	404	(0.52)	472	(0.63)	68
林業	8	(0.01)	7	(0.01)	0
製造業	10,239	(13.28)	11,716	(15.76)	1,477
鉱業	252	(0.33)	189	(0.25)	△63
建設業	4,000	(5.18)	4,434	(5.96)	434
不動産業	4,386	(5.68)	5,672	(7.62)	1,286
電気･ガス･熱供給水道業	735	(0.95)	905	(1.22)	169
運輸・通信業	1,843	(2.39)	2,421	(3.25)	578
卸売・小売・飲食業	4,271	(5.54)	4,693	(6.31)	422
サービス業	8,472	(10.98)	9,679	(13.01)	1,207
金融・保険業	5,726	(7.42)	5,929	(7.97)	202
地方公共団体	13,815	(17.91)	12,873	(17.30)	△941
その他	23,001	(29.81)	15,408	(20.71)	△7,592
うち個人	22,398	(29.03)	15,147	(20.36)	△7,251
うち法人	602	(0.78)	261	(0.35)	△341
合　計	77,155	(100.00)	74,404	(100.00)	△2,753

（注）（　）内は構成比　（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

ア.営農類型別

（単位：千円）

種　類	27年度	28年度	増　減
穀作	6,902	22,627	15,725
野菜・園芸	17,393	19,292	1,899
工芸作物	18,254	17,894	△360
養豚・肉牛・酪農	1,418	0	△1,418
養鶏・養卵	9,914	7,048	△2,865
その他農業	30,967	32,496	1,529
合　計	84,851	99,360	14,508

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産･農業経営に必要な資金や、農産物の生産･加工･流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前.⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3.「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

イ.資金種類別

〔貸出金〕

（単位：千円）

種　　類	27年度	28年度	増　減
プロパー資金	58,458	77,828	19,370
農業制度資金	26,393	21,532	△4,861
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	26,393	21,532	△4,861
合　計	84,851	99,360	14,509

（注）1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　分	27年度	28年度	増　減
破綻先債権額	54	62	8
延滞債権額	3,195	3,005	△189
3ヶ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	151	160	8
合　計	3,401	3,228	△172

（注）1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3ヶ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

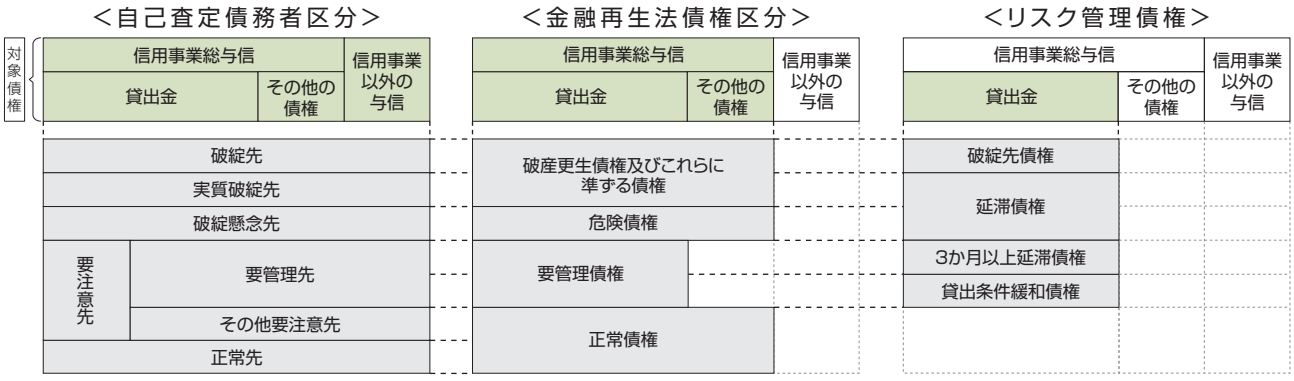

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
i　3か月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
ii　貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号 に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区分	27年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	244	242	－	244	242	242	234	－	242	234
個別貸倒引当金	1,780	1,668	20	1,760	1,668	1,668	1,512	－	1,668	1,512
合計	2,024	1,910	20	2,004	1,910	1,910	1,747	－	1,910	1,747

⑪貸出金償却の額

（単位：百万円）

項目	27年度	28年度
貸出金償却額	21	－

(3)内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

種類		27年度		28年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金･振込為替	件数	120,659	525,355	132,157	540,299
	金額	53,704,953	104,583,287	51,067,737	107,388,117
代金取立為替	件数	204	303	191	271
	金額	75,202	49,992	46,901	144,652
雑為替	件数	56,094	63,614	55,164	61,473
	金額	109,210,378	106,338,774	102,354,243	98,768,577
合計	件数	176,957	589,272	187,512	602,043
	金額	162,990,533	210,972,054	153,468,882	206,301,347

(4)有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種類	27年度	28年度	増減
国債	1,817	1,100	△717
地方債	992	899	△92
金融債	－	－	－
社債	11,333	11,179	△153
株式	112	217	104
その他の証券	1,941	1,832	△109
合計	16,198	15,229	△968

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
27年度								
国債	－	900	199	－	－	－	－	1,100
地方債	－	500	399	－	－	－	－	899
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	300	1,051	5,353	2,800	1,703	300	－	11,508
株式	－	－	－	－	－	－	222	222
その他の証券	－	－	－	－	－	－	3,106	3,106
28年度								
国債	600	300	199	－	－	－	－	1,100
地方債	－	500	399	－	－	－	－	899
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	100	2,883	5,171	1,900	802	300	－	11,157
株式	－	－	－	－	－	－	300	300
その他の証券	－	－	－	－	－	－	3,265	3,265

(5)有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

(単位：百万円)

区　分	27年度		28年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	―	―	―	―

〔満期保有目的の債券〕

(単位：百万円)

	種　類	27年度			28年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,100	1,146	46	1,100	1,125	25
	地方債	899	949	49	899	935	35
	政府保証債	8,199	8,632	432	8,099	8,468	368
	金融債	―	―	―	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―
	社債	―	―	―	―	―	―
	その他の証券	―	―	―	―	―	―
	小計	10,199	10,727	528	10,099	10,529	429
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―	―	―	―
	地方債	―	―	―	―	―	―
	政府保証債	―	―	―	―	―	―
	金融債	―	―	―	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―
	社債	400	379	△20	300	292	△7
	その他の証券	―	―	―	―	―	―
	小計	400	379	△20	300	292	△7
合　計		10,599	11,107	507	10,399	10,822	422

〔その他有価証券〕

(単位：百万円)

	種　類	27年度			28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	162	97	65	300	217	83
	債券	2,633	2,500	132	2,494	2,400	93
	国債	―	―	―	―	―	―
	地方債	―	―	―	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―
	社債	2,633	2,500	132	2,494	2,400	93
	その他の証券	3,106	1,799	1,306	3,265	1,669	1,595
	小　計	5,902	4,397	1,504	6,060	4,287	1,772
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	59	65	△6	―	―	―
	債券	275	300	△24	262	262	―
	国債	―	―	―	―	―	―
	地方債	―	―	―	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―
	社債	275	300	△24	262	262	―
	その他の証券	―	―	―	―	―	―
	小　計	334	365	△30	262	262	―
合　計		6,237	4,763	1,473	6,323	4,550	1,772

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引(法定)

該当する取引はありません。

2 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類		27年度 新契約高	27年度 保有高	28年度 新契約高	28年度 保有高
生命総合共済	終身共済	13,972	200,149	10,287	194,008
	定期生命共済	149	4,549	9	3,963
	養老生命共済	4,963	99,368	6,694	92,486
	うちこども共済	992	22,299	1,849	23,052
	医療共済	941	6,791	354	6,208
	がん共済	−	672	−	630
	定期医療共済	−	1,371	−	1,212
	介護共済	1,572	3,867	1,477	5,253
	年金共済	−	142	−	142
建物更生共済		39,461	364,349	37,016	362,716
合計		61,060	681,261	55,840	666,620

(注)金額は、年度末の保障金額(医療共済および定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、がん共済はがん死亡共済金額、一時払介護共済は死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)です。

(2)医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種類	27年度 新契約高	27年度 保有高	28年度 新契約高	28年度 保有高
医療共済	7,897	60,737	9,292	64,652
がん共済	2,371	13,770	1,145	14,248
定期医療共済	38	7,048	−	6,349
合計	10,306	81,555	10,438	85,249

(注) 金額は年度末の入院共済金額です。

(3)介護共済の介護共済金額保有高

(単位：万円)

種類	27年度 新契約高	27年度 保有高	28年度 新契約高	28年度 保有高
介護共済	275,664	719,239	218,167	911,835

(注) 金額は介護共済金額を表示しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：万円)

種類	27年度 新契約高	27年度 保有高	28年度 新契約高	28年度 保有高
年金開始前	34,355	395,831	42,073	419,491
年金開始後	−	139,705	−	131,395
合計	34,355	535,537	42,073	550,887

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金は最低保証年金額)です。

(5)短期共済新契約高

(単位：金額 百万円、掛金 千円)

種類	27年度 金額	27年度 掛金	28年度 金額	28年度 掛金
火災共済	33,996	36,412	35,070	41,466
自動車共済		557,890		575,002
傷害共済	63,255	27,494	67,465	28,212
賠償責任共済		609		629
自賠責共済		44,544		47,808
合計		666,950		693,118

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3 農業関連事業取扱実績

(1)購買事業

買取購買品供給高

(単位：千円)

	品目	27年度	28年度
生産資材	飼料	62,561	55,002
	肥料	86,814	77,803
	農薬	63,247	61,039
	農業機械	38,522	53,674
	石油類	85,369	82,870
	購買家畜	12,721	17,697
	その他	135,183	142,628
	小計	484,419	490,715
生活資材	配食専売品	106,946	67,630
	食料品	28,820	27,253
	電化製品	1,798	1,794
	耐久消費財	222,740	216,862
	衣料品	27,498	32,999
	保健用品	16,956	10,211
	日用品	103,972	100,042
	ギフト・葬祭	6,372	5,199
	その他	2,866	1,148
	小計	517,972	463,142
	合計	1,002,392	953,857

(注) 上記取扱は買取購買です。受託購買は取扱っておりません。

(2)販売事業

①受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	27年度	28年度
米穀	93,862	65,116
野菜	19,699	20,337
畜産	101,913	115,733
合計	215,474	201,187

②買取販売品取扱実績

種類	27年度	28年度
米穀	－	31,184
合計	－	31,184

4 介護事業取扱実績

(単位：千円)

	種類	27年度	28年度
収益	訪問介護収益	13,375	11,583
	居宅介護支援収益	17,302	17,933
	介護認定調査収益	175	311
	小計	30,853	29,828
費用	介護労務費	10,066	9,153
	介護雑費	198	229
	小計	10,264	9,383

5 指導事業

(単位：千円)

項目	27年度	28年度
指導収入	841	738
指導支出	18,073	20,692
収支差額	△17,231	△19,954

Ⅳ 経営諸指標

1 利益率

（単位：%）

項　目	27年度	28年度	増　減
総資産経常利益率	0.36	0.33	△0.03
資本経常利益率	5.56	4.99	△0.56
総資産当期純利益率	0.27	0.24	△0.03
資本当期純利益率	4.18	3.69	△0.49

（注）1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

（単位：%）

区　分		27年度	28年度	増　減
貯貸率	期　末	20.56	19.15	△1.40
	期中平均	21.03	19.57	△1.46
貯証率	期　末	4.48	4.30	△0.18
	期中平均	4.33	3.94	△0.38

（注）1. 貯貸率（期　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　目	27年度	経過措置による不算入額	28年度	経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目　(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	28,071		29,046	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,627		1,626	
うち、再評価積立金の額	3		3	
うち、利益剰余金の額	26,509		27,485	
うち、外部流出予定額　(△)	63		63	
うち、上記以外に該当するものの額	△4		△4	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242		234	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242		234	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
うち、回転出資金の額	－		－	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	28,313		29,280	
コア資本に係る調整項目　(2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	2	1	1
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	1	－	1	－
自己資本				
自己資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)	28,312	－	29,278	－
リスク・アセット等　(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	116,230		124,416	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△19,531		△13,339	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	2		1	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー　(△)	19,534		13,340	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	8,680		8,500	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	124,911		132,916	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	22.66		22.02	

（注）1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。
2.当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3.当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	27年度			28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	1,103	−	−	1,103	−	−
我が国の地方公共団体向け	14,742	−	−	13,798	−	−
地方公共団体金融機構向け	−	−	−	−	−	−
我が国の政府関係機関向け	−	−	−	−	−	−
地方三公社向け	−	−	−	−	−	−
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	295,378	59,075	2,363	313,281	62,639	2,505
法人等向け	13,927	7,324	292	12,904	6,748	269
中小企業等向けおよび個人向け	14,646	7,097	283	13,444	6,448	257
抵当権付住宅ローン	20,567	6,869	274	19,481	6,519	260
不動産取得等事業向け	656	572	22	518	472	18
三月以上延滞等	770	292	11	946	646	25
信用保証協会等保証付	17,563	1,709	68	18,107	1,769	70
共済約款貸付	32	−	−	34	−	−
出資等	794	794	31	851	851	34
他の金融機関等の対象資本調達手段	16,843	42,109	1,684	16,536	41,340	1,653
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	361	902	36	399	998	39
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,799	1,799	71	1,669	1,669	66
証券化	−	−	−	−	−	−
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	−	△19,531	△781	−	△13,339	△533
上記以外	9,317	7,213	288	9,624	7,650	306
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	408,505	116,231	4,649	422,702	124,416	4,976
信用リスク・アセットの額の合計額	**408,505**	**116,231**	**4,649**	**422,702**	**124,416**	**4,976**

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	27年度		28年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	8,680	347	8,500	340

所要自己資本額計	27年度		28年度	
	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	124,911	4,996	132,916	5,316

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段およびコア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
6. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア） リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者	
株式会社格付投資情報センター	（R&I）
株式会社日本格付研究所	（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド	（Fitch）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ） リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		27年度				28年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	67	67	－	－	76	76	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	5,499	820	4,613	96	5,458	762	4,576	69
	鉱業	156	156	－	－	56	56	－	－
	建設･不動産業	2,357	2,055	301	31	2,173	1,871	301	23
	電気･ガス･熱供給･水道業	2,749	41	2,707	－	2,642	34	2,607	－
	運輸･通信業	1,822	62	1,704	－	1,708	48	1,603	－
	金融･保険業	312,511	4,758	602	－	330,025	4,758	602	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	3,656	1,735	1,503	65	3,484	1,664	1,403	63
	日本国政府･地方公共団体	15,846	13,838	2,007	－	14,901	12,894	2,007	－
	上記以外	789	789	－	3	516	516	－	2
個人		53,449	53,416	－	572	52,302	52,268	－	522
その他		9,599	3	－	－	9,355	－	－	－
業種別残高計		**408,505**	**77,744**	**13,440**	**770**	**422,702**	**74,953**	**13,102**	**682**
1年以下		297,716	2,639	300		315,637	2,349	702	
1年超3年以下		4,820	2,411	2,408		5,849	2,234	3,614	
3年超5年以下		9,551	3,633	5,918		9,334	3,556	5,778	
5年超7年以下		6,305	3,497	2,807		10,044	8,139	1,904	
7年超10年以下		14,375	12,670	1,704		9,757	8,955	802	
10年超		50,579	50,278	300		47,706	47,405	300	
期限の定めのないもの		25,157	2,613	－		24,372	2,311	－	
残存期間別残高計		**408,505**	**77,744**	**13,440**		**422,702**	**74,953**	**13,102**	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ･バランスシート･エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	27年度					28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	244	242	－	244	242	242	234	－	242	234
個別貸倒引当金	1,780	1,668	20	1,760	1,668	1,668	1,512	－	1,668	1,512

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高･期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区　分		27年度						28年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	3	3	－	3	3	－	3	1	－	3	1	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	333	318	－	333	318	－	318	289	－	318	289	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設･不動産業	547	488	－	547	488	－	488	483	－	488	483	－
	電気･ガス･熱供給･水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸･通信業	34	32	－	34	32	－	32	20	－	32	20	－
	金融･保険業	9	8	－	9	8	－	8	7	－	8	7	－
	卸売･小売･飲食･サービス業	561	552	－	561	552	－	552	322	－	552	322	－
	上記以外	120	130	－	120	130	－	130	272	－	130	272	－
個　人		167	133	20	147	133	1	133	114	－	133	114	－
業種別計		1,780	1,668	20	1,760	1,668	1	1,668	1,512	－	1,668	1,512	－

（注）当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		27年度			28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト　0%	－	23,832	23,832	－	22,276	22,276
	リスク・ウエイト　2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト　4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウエイト　10%	－	17,807	17,807	－	18,346	18,346
	リスク・ウエイト　20%	1,703	295,411	297,115	1,904	313,306	315,210
	リスク・ウエイト　35%	－	19,645	19,645	－	18,600	18,600
	リスク・ウエイト　50%	8,624	581	9,206	7,822	503	8,325
	リスク・ウエイト　75%	－	9,914	9,914	－	9,013	9,013
	リスク・ウエイト 100%	502	18,527	19,029	501	18,200	18,701
	リスク・ウエイト 150%	－	11,595	11,595	264	102	366
	リスク・ウエイト 200%	－	－	－	－	11,463	11,463
	リスク・ウエイト 250%	－	361	361	－	399	399
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウエイト1250%		－	－	－	－	－	－
計		10,831	397,676	408,507	10,492	412,211	422,704

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　分	27年度		28年度	
	適格金融資産担保	保　証	適格金融資産担保	保　証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	77	－	35	－
中小企業等向け及び個人向け	153	66	159	61
抵当権住宅ローン	－	609	0	559
不動産取得等事業向け	－	51	－	45
三月以上延滞等	－	－	0	－
証券化	－	－	－	－
上記以外	0	212	0	169
合　計	231	940	197	835

（注）1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	27年度		28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	222	222	300	300
非上場	12,717	12,717	12,414	12,414
合　計	12,939	12,939	12,715	12,715

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

27年度			28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式･出資の評価損益等）

（単位：百万円）

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
65	6	83	－

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社･関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

8 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

・上方金利ショック幅は99パーセンタイル値、下方金利ショック幅は1パーセンタイル値で算出しています。
・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

	27年度	28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	796	479

JAとうとの概要

1 地区概況

地区	面積(km²)	平成28年4月1日 人口(人)		平成28年4月1日 世帯	平成29年4月1日 人口(人)		平成29年4月1日 世帯	増減 人口(人)		増減 世帯
多治見市	91.24	112,891		45,435	112,145		45,824	△746		389
		男	54,948		男	54,531		男	△417	
		女	57,943		女	57,614		女	△329	
土岐市	116.16	59,634		24,062	59,211		24,200	△423		138
		男	28,879		男	28,626		男	△253	
		女	30,755		女	30,585		女	△170	
瑞浪市	175.00	38,785		15,101	38,231		14,985	△554		△116
		男	18,754		男	18,490		男	△264	
		女	20,031		女	19,741		女	△290	
合計	382.40	211,310		84,598	209,587		85,009	△1,723		411
		男	102,581		男	101,647		男	△934	
		女	108,729		女	107,940		女	△789	

2 JAとうと機構図

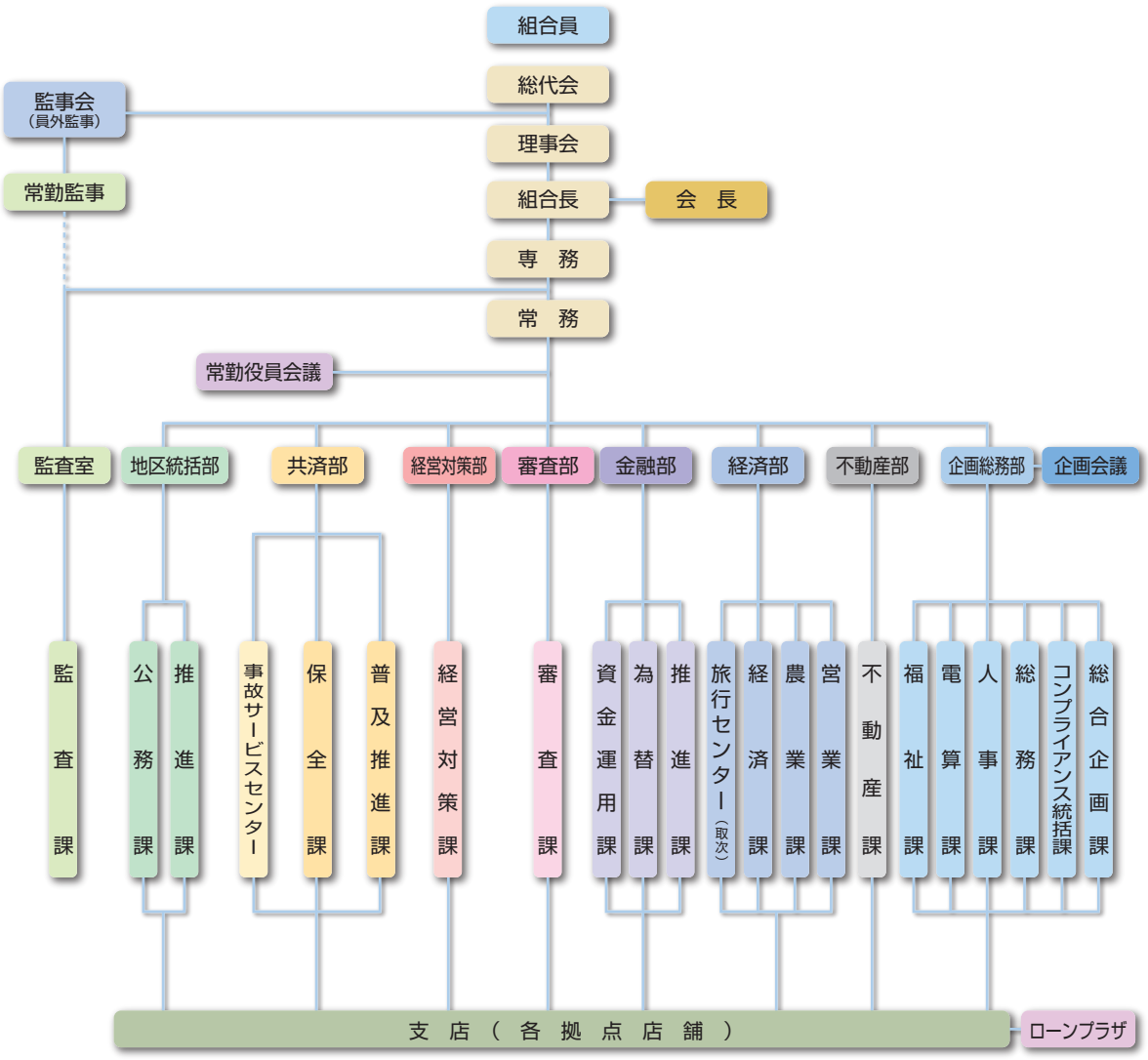

3 組合員数と組合員戸数

（単位：人、戸）

項目		平成27年度	平成28年度	増減
正組合員数		6,692	6,527	△165
	個人	6,683	6,518	△165
	法人	9	9	0
准組合員数		34,686	35,301	615
	個人	34,546	35,157	611
	法人	140	144	4
合計組合員数		**41,378**	**41,828**	**450**
正組合員戸数		6,138	6,000	△138
准組合員戸数		28,356	28,904	548
合計組合員戸数		**34,494**	**34,904**	**410**

4 出資金

（単位：千円）

項目	平成27年度末	平成28年度末	増減
出資金	1,608,073	1,606,780	△1,293

5 役員一覧　理事及び監事の氏名及び役職名（36名）

（平成29年6月23日現在）

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	役職名	常勤・非常勤の別	氏名
代表理事組合長	常勤	水田　修	理事	非常勤	坂﨑　隆夫
代表理事専務	常勤	渡辺　誠	理事	非常勤	鈴木　秀成
常務理事	常勤	小倉　弘次	理事	非常勤	楓　陽光
常務理事	常勤	可知井　実	理事	非常勤	伊藤　忠吉
理事	非常勤	美和　勇夫	理事	非常勤	奥村　和彦
理事	非常勤	水野　雅樹	理事	非常勤	足立　雄三
理事	非常勤	水野　鉄治	理事	非常勤	木股　信雄
理事	非常勤	加藤　榮一	理事	非常勤	加藤　貴紀
理事	非常勤	岩島　幸男	理事	非常勤	川本　一生
理事	非常勤	日比野　壽郎	理事	非常勤	中垣　連次
理事	非常勤	平井　宏之	理事	非常勤	安藤　八恵乃
理事	非常勤	稲垣　峰雄	理事	非常勤	河地　和子
理事	非常勤	髙瀬　幹夫	理事	非常勤	田中　恵子
理事	非常勤	鈴木　正俊	代表・常勤監事	常勤	木全　孝
理事	非常勤	大嶽　有一	監事	非常勤	松原　昭武
理事	非常勤	中島　秀樹	監事	非常勤	坂﨑　敏彦
理事	非常勤	渡邉　繁典	監事	非常勤	伊藤　猛司
理事	非常勤	田中　定	員外監事	非常勤	川合　廣明

6 職員数

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	増減
男	212	216	4
女	180	185	5
合計	**392**	**401**	**9**
臨時雇用職員等	101	97	△4

7 店舗一覧

営業時間 ●9：00～15：00 ○8：30～17：30 □10：00～17：00
■訪問介護9：00～21：00、居宅介護支援9：00～18：00

ATM稼働時間 ★8：00～21：00 ★8：00～19：00
※夜間金庫 △経済店舗併設

事業所・事務所

	店舗名	所在地	電話番号	営業時間 平日	営業時間 土曜	営業時間 日曜・祝日	ATM稼働時間 平日土曜・日曜・祝日	備考
	本店	〒507-0037 多治見市音羽町3-23	0572-21-2000	●	－	－	－	
土岐地区	中部統括部	〒509-5124 土岐市土岐口中町4-75	0572-55-6111	●	－	－	－	
土岐地区	泉支店	〒509-5142 土岐市泉町久尻614-19	0572-54-2121	●	－	－	★	※
土岐地区	定林寺支店	〒509-5102 土岐市泉町定林寺294-2	0572-54-3165	●	－	－	★	
土岐地区	土岐津支店	〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口2178-2	0572-55-3166	●	－	－	★	
土岐地区	土岐口支店	〒509-5124 土岐市土岐口中町4-75	0572-55-2353	●	－	－	★	
土岐地区	（津路町店）	〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口1860			ATM店舗		★	
土岐地区	肥田支店	〒509-5115 土岐市肥田町肥田2034-6	0572-54-1154	●	－	－	★	
土岐地区	泉梅ノ木支店	〒509-5107 土岐市泉梅ノ木町2-9-2	0572-55-1515	●	－	－	★	
土岐地区	（泉が丘店）	〒509-5161 土岐市泉が丘町4-138			ATM店舗		★	
土岐地区	下石支店	〒509-5202 土岐市下石町112-6	0572-57-6141	●	－	－	★	
土岐地区	妻木支店	〒509-5301 土岐市妻木町1366-1	0572-57-6191	●	－	－	★	
土岐地区	濃南支店	〒509-5311 土岐市鶴里町細野587-1	0572-52-2008	●	－	－	－	
土岐地区	（鶴里店）	〒509-5312 土岐市鶴里町柿野970-1	0572-52-2002	●	－	－	★	※・△
土岐地区	（曽木店）	〒509-5402 土岐市曽木町2322-1	0572-52-3007	●	－	－	★	△
土岐地区	駄知支店	〒509-5401 土岐市駄知町1724-5	0572-59-8176	●	－	－	★	
土岐地区	(土岐旭ヶ丘店)	〒509-5403 土岐市肥田町肥田287-406			ATM店舗		★	
多治見地区	西部統括部	〒507-0037 多治見市音羽町3-25	0572-25-8010	●	－	－	－	
多治見地区	多治見支店	〒507-0037 多治見市音羽町3-25	0572-25-8000	●	－	－	★	
多治見地区	川南支店	〒507-0848 多治見市日ノ出町2-10-1	0572-25-8033	●	－	－	★	
多治見地区	池田支店	〒507-0048 多治見市池田町4-157	0572-23-3118	●	－	－	★	
多治見地区	姫支店	〒507-0061 多治見市姫町1-95	0572-27-6181	●	－	－	★	
多治見地区	駅前支店	〒507-0033 多治見市本町2-53	0572-22-4131	●	－	－	★	
多治見地区	旭ヶ丘支店	〒507-0071 多治見市旭ヶ丘8-29-98	0572-27-7211	●	－	－	★	
多治見地区	ホワイト支店	〒507-0826 多治見市脇之島町6-31-2	0572-24-0312	●	－	－	★	
多治見地区	小泉支店	〒507-0073 多治見市小泉町8-57	0572-27-2111	●	－	－	★	※
多治見地区	根本支店	〒507-0078 多治見市高根町2-125	0572-27-6011	●	－	－	★	
多治見地区	市之倉支店	〒507-0814 多治見市市之倉町8-253-2	0572-22-2165	●	－	－	★	
多治見地区	笠原支店	〒507-0901 多治見市笠原町2105-1	0572-43-2211	●	－	－	★	
多治見地区	滝呂支店	〒507-0813 多治見市滝呂町7-30	0572-22-5151	●	－	－	★	
多治見地区	（滝呂台店）	〒507-0901 多治見市笠原町2455-361			ATM店舗		★	
瑞浪地区	東部統括部	〒509-6101 瑞浪市土岐町108-1	0572-68-5267	●	－	－	－	
瑞浪地区	瑞浪支店	〒509-6121 瑞浪市寺河戸町1187-8	0572-68-2148	●	－	－	★	
瑞浪地区	上野町支店	〒509-6125 瑞浪市上野町3-51	0572-68-4107	●	－	－	★	
瑞浪地区	稲津支店	〒509-6103 瑞浪市稲津町小里1001-3	0572-68-3158	●	－	－	★	
瑞浪地区	土岐支店	〒509-6101 瑞浪市土岐町108-1	0572-68-5125	●	－	－	★	
瑞浪地区	釜戸支店	〒509-6472 瑞浪市釜戸町2988	0572-63-2321	●	－	－	★	△
瑞浪地区	（大湫事務所）	〒509-6471 瑞浪市大湫町439	0572-63-2361	●	－	－	★	平日のみ稼働 8:00～19:00
瑞浪地区	日吉支店	〒509-6251 瑞浪市日吉町4102-2	0572-69-2221	●	－	－	★	△
瑞浪地区	明世支店	〒509-6132 瑞浪市明世町山野内294-2	0572-68-2478	●	－	－	－	
瑞浪地区	陶支店	〒509-6362 瑞浪市陶町水上721-9	0572-65-2711	●	－	－	★	
瑞浪地区	（猿爪店）陶コミュニティセンター内	〒509-6361 瑞浪市陶町猿爪405-1			ATM店舗		★	
経済・その他事業店舗	経済センター	〒509-6133 瑞浪市明世町戸狩815-1	0572-68-5128	○	－	－	－	
経済・その他事業店舗	ふれあいパーク浅野	〒509-5113 土岐市肥田浅野元町2-5	0572-54-7788	○	○	－	－	
経済・その他事業店舗	多治見営農センター	〒507-0037 多治見市小泉町8-57	0572-27-2914	○	－	－	－	
経済・その他事業店舗	不動産部	〒509-5142 土岐市泉町久尻614-19(泉支店2階)	0572-54-2125	○	－	－	－	
経済・その他事業店舗	在宅介護サービスステーション	〒509-5124 土岐市土岐口中町4-75（土岐口支店2階）	0120-201-294（フレアイフクシ）	■	■（訪問介護のみ）	■	－	
経済・その他事業店舗	ローンプラザ	〒507-0037 多治見市音羽町3-25(多治見支店内)	0120-860-176（ハローイーナローン）	□	□	□	－	毎水曜・祝日休

●24時間年中無休の事故受付「フリーダイヤル安心サービス」は、フリーダイヤル0120-258931（じこはくみあい）で承ります。

店舗外ATM設置場所	土岐市地区	土岐市役所・土岐市総合病院・三起屋・パロー土岐店
店舗外ATM設置場所	多治見市地区	西友多治見店・マイン笠原ショッピングプラザ
店舗外ATM設置場所	瑞浪市地区	瑞浪市役所・東濃厚生病院・ピアゴ瑞浪店

8 沿　革

当JAは経済や社会環境の急激な変化の中、地域の活性化に寄与・貢献することを最大の目的として笠原・多治見信用・土岐市信用・瑞浪市の4農業協同組合は平成9年4月1日に合併、新生「陶都信用農業協同組合（JAとうと）」として発足しました。

笠原農業協同組合

●昭和22年11月
笠原農業協同組合　設立

多治見信用農業協同組合

●昭和23年6月
多治見市農業協同組合　設立

●昭和34年3月
池田農業協同組合を吸収合併

●昭和36年4月
姫治農業協同組合の一部を
吸収合併

●昭和38年8月
多治見市信用農業協同組合に
名称変更

●昭和23年11月
小泉農業協同組合　設立

●昭和23年11月
市之倉村農業協同組合　設立

●昭和26年6月
多治見市市之倉農業協同
組合に名称変更

●昭和30年8月
市之倉農業協同組合に
名称変更

●昭和48年6月
市之倉信用農業協同組合に
名称変更

●平成2年4月
多治見市信用農業協同組合、
小泉農業協同組合、
市之倉信用農業協同組合が合併
多治見信用農業協同組合　設立

土岐市信用農業協同組合

●昭和22年11月
泉農業協同組合　設立
土岐津農業協同組合　設立
肥田農業協同組合　設立

●昭和22年11月
下石農業協同組合　設立
妻木農業協同組合　設立
鶴里農業協同組合　設立
細野農業協同組合　設立
曽木農業協同組合　設立
駄知農業協同組合　設立

●昭和40年4月
下石信用農業協同組合に
名称変更
妻木信用農業協同組合に
名称変更
駄知信用農業協同組合に
名称変更

●昭和49年4月
泉農業協同組合、
土岐津農業協同組合、
肥田農業協同組合が合併
土岐市信用農業協同組合　設立

●昭和50年4月
下石信用農業協同組合、
妻木信用農業協同組合、
鶴里農業協同組合、
細野農業協同組合、
曽木農業協同組合、
駄知信用農業協同組合が合併
南土岐信用農業協同組合　設立

●平成5年4月1日
土岐市信用農業協同組合
南土岐信用農業協同組合が合併
土岐市信用農業協同組合　設立

瑞浪市農業協同組合

●昭和22年11月
土岐農業協同組合　設立
瑞浪農業協同組合　設立
稲津農業協同組合　設立
釜戸農業協同組合　設立
大湫農業協同組合　設立
日吉農業協同組合　設立
明世農業協同組合　設立
陶農業協同組合　設立

●昭和43年7月1日
土岐農業協同組合、
瑞浪農業協同組合、
稲津農業協同組合、
釜戸農業協同組合、
大湫農業協同組合、
日吉農業協同組合、
明世農業協同組合が合併
瑞浪市農業協同組合　設立

●昭和50年4月1日
瑞浪市農業協同組合が
陶農業協同組合を吸収合併

陶都信用農業協同組合

●平成9年4月1日
笠原農業協同組合、多治見信用農業協同組合、土岐市信用農業協同組合、瑞浪市農業協同組合が合併、陶都信用農業協同組合　設立

※表紙の写真
製作協力：株式会社　丸モ高木陶器
岐阜県多治見市市之倉町1丁目13−1

TOUTO JAとうとホームページ

Welcome to Japan Agricultural cooperatives TOUTO Homepage.

情報満載でフレッシュな
新着情報（トピックス）をお届けいたします。
ぜひお越しください。

アドレスはこちらです。

http://www.jatouto.or.jp/

Yahoo!（ヤフー）、Google（グーグル）、MSN（マイクロソフト）などの
検索エンジンを使い、「JAとうと」で検索すると簡単に探し出すことができます。

携帯電話専用サイトはこちらです。

http://www.jatouto.or.jp/k/

QRコード

対応機種に限ります。

ご意見・ご要望がありましたら、こちらのメールアドレスまでお寄せください。

jatouto@jatouto.or.jp

耕そう、大地と地域のみらい。

陶都信用農業協同組合

本店／〒507-0037　多治見市音羽町3-23
TEL.0572-21-2000（代）
FAX.0572-25-8011
ホームページアドレス　http://www.jatouto.or.jp/
メールアドレス　jatouto@jatouto.or.jp
発行／企画総務部